<b>『日本文学研究』第三十号 梅</b> ッ	④「成島信遍年譜稿(四)」	【江戸時代文学誌】 第八号 柳明	③「成島信遍年譜稿(三)」	【江戸時代文学誌』 第七号 柳門舎	②「成島信遍年譜稿(二)」	『江戸時代文学誌』第六号 柳門舎	①「成島信遍年譜稿(一)」	「成島信遍年譜稿(一)~(五)」の掲載	の該当ページ数を付して挙げ、依拠文献の概説を添えることとする。	を目標とするが、その前に便宜のため既発表分の掲載誌を列挙し、	四号、昭和六十一年六月)に指摘したので	つつ見てゆくことが有効な方法であること	いる。江戸冷泉派歌壇の究明が、享保期以	活躍した奥坊主の成島信遍の伝記事項を年	近世中期の江戸歌壇は、幕臣を主体とす	—享保十四年~二十年—
梅光女学院大学日本文学会 一九九五年一月二十日		柳門舎 一九九一年十二月二十五日		1會 一九九〇年十二月十五日		1:會 一九八九年三月十五日		「成島信遍年譜稿(一)~(五)」の掲載誌と発行所・発行年月日は次の通りである。	概説を添えることとする。	表分の掲載誌を列挙し、享保十三年までの立項内容と依拠文献を掲載誌	昭和六十一年六月)に指摘したので御参照いただきたい。本稿は享保十四年以降の事蹟を詳細にたどること	つつ見てゆくことが有効な方法であることは、「年譜稿」に先立つ拙稿「江戸冷泉門と成島信遍」(『近世文芸』 四十	江戸冷泉派歌壇の究明が、享保期以後の江戸歌壇史研究の主要課題の一つであり、それを成島信遍をめぐり	活躍した奥坊主の成島信遍の伝記事項を年譜形式で断続的に発表して来て、現在享保十三年(一七二八)に至って	幕臣を主体とする冷泉門人を中心として発展した。その初期から一門のまとめ役として	久保田 啓一

成島信遍年譜稿 (六)

⑤「成島信遍年譜稿	『日本文学研究』第三十一号 梅光女学院大学日本文学会 一九九六年一月二十日
人物に関するも家系譜〉〈全集〉『江戸時代文学	人物に関するものは△で立項した。『江戸時代文学誌』第六号の七九ページに当該項がある場合、項目のあとに(①─七九)と記す。依拠文献は〈諸『江戸時代文学誌』第六号の七九ページに当該項がある場合、項目のあとに(①─七九)と記す。依拠文献は〈諸以下に(一)~(五)所載分の事項をページ数・依拠文献とともに再掲するが、例えば「年譜稿(一)」の掲載誌
成島信	成島信遍年譜稿(元禄二年~享保十三年)
<ul><li>○ 正月十五日、</li></ul>	、奥州白河にて出生。父平井金右衛門信休、母今井氏。(①―七七) 〈諸家系譜・道筑略譜〉  己巳 一六八九 一歳
○ 元禄五 八月、白河	白河藩主松平忠弘、出羽山形へ転封。平井家も従って移住する。(①―七八) 〈全集巻六〉壬申 一六九二 四歳
<ul> <li>○ 六月二十一日、母死去。</li> <li>元禄八年</li> <li>乙亥 一立</li> </ul>	日、母死去。出羽国最上郡の極楽寺に埋葬。(①―七九) 〈全集巻二・巻十〉乙亥 一六九五 七歳
元禄十三年	庚辰 一七〇〇 十二歳

△ 享 保	○○正	〇 〇 <b>宝</b> 水 十 九 六 月 <b>月</b> 年	〇 <b>宝</b> 五 月 <b>年</b>	0 +	0
△ <b>享</b> 保元 月 上	○ ○ <b>正</b> 十 九 <b>五</b> 一 日	十 九 六 月 月 <b>年</b>	五 <b>二</b> 月 <b>年</b>	○ + 一 × 一 ×	正月、
八月 <b>十</b> 三日、	一 月 <b>年</b> 月 十 家 、 ·	 西 十 丸 二	一十八		山形蓮
将 丙 軍 申	督 香 父 乙 継 成 未	奥 日 坊 頃 己 主 、 丑	口、 乙 成 酉	廠 直 方	御主松
宣一下一	ぐ 島 。 道 一 、 雪 七	に 成 任 島 一 ぜ 家 七	島道雪信好 一七〇五	門 弟 久	半忠雅
将軍宣下の大礼行われ、吉宗が第八代将軍となる。(②―七〇)丙申 一七一六 二十八歳	十一月、家督を継ぐ。(②―六九) (登九月十日、養父成島道雪信好没、五十八三年 乙未 一七一五 二十七歳	○ 十月、西丸奥坊主に任ぜられ、後本丸に移る。(②─六九) 〈諸家系譜〉 ○ 九月二十二日頃、成島家初代道雪信次五十回忌法要をとり行なう。(③─一二一) <b>宝永六年</b> 己丑 一七〇九 二十一歳	$\overline{\mathcal{A}}$	佐藤直方門弟久水氏に従学するか。(④―一〇一)	山形藩主松平忠雅、備後福山へ移封。父に従って福山に移り住む。(①—七九)
1」 わ 二 れ 十	九 〇 二 五 十	後 雪 二 本 信 十	が 養 十 七 歳	に従学す	に福山へ
、 八 吉 歳 宗	)	丸 次 一 に 五 歳 移 士	こ 威 なり、	, るか。	移封。
が 第 八	< 諸家 系 譜 > → 二 歳 。 (② →	る 回 忌 法		<b>(4)</b>	父に
代将軍	六九	◎ 要 を と	部屋住より表坊主に召出される。(②―六五)	- <u> </u>	従って
モとなっ		九 り 行 な	表坊主	1)	福山に
る。 ⑦	《諸家系譜〉	〈諸家系譜〉	上に召出	<b>今</b> 芙 蓉	1 移 り 仕
	「 譜 >	「系 ③ 一	山され	〈芙蓉楼玉屑〉	せ。
0			ය (ම	$\sim$	
〈実紀巻二〉					亡 九 )
巻 二 ~		△三世のなみ>	<u>т</u>		く全
		なみ>	へ 諸 家		集巻三
			〈諸家系譜〉		〈全集巻三・巻十・巻
					• 巻

この年、

0 0

同年中、土圭之間坊主世話役を仰せ付けられる。(②—七〇) 〈諸家系譜〉

鷹狩再興。加納遠江守奉ずる条令を草するか。(③―一二二) 〈実紀附録巻十三〉

享 保 六 年	集	0	泉	0	0	享保五年	į	2	0	$\triangle$	0	享保四年	<u> </u>	0	享保三年
六 年	初編巻四	この年か	家に入門	十月四日、	正月二十	五 年		こ出司を、	九月二十七日、	同月、助	三月五日	四年	成島道	吉宗の東	三年
辛丑 一七二一 三十三歳	集初編巻四・巻十〉	○ この年か翌年、信遍の「秋興」八首に服部南郭が和韻して「秋日」八首を詠む。(③─一二二) 〈南郭先生文	泉家に入門したのはこの時か。(②―七三) 〈道筑略譜・成島信遍集〉	<b>1、院使冷泉為綱、勅使西園寺致季等と下向し江戸到着。十七日の出立まで滞在。吉宗の勧めにより冷</b>	<b>正月二十四日、長男和鼎出生。(②—七三)  〈諸家系譜〉</b>	庚子 一七二〇 三十二歳	言気の賢問を任子して 智慧 しゅかまざい 承づる (②一七二) (写新巻ナ・ 阿錫巻二)		-七日、朝鮮通信使入府。十月一日、吉宗引見。十月十五日、江戸出立。この間、宿舎の浅草東本願寺	勅使院使の随員として冷泉為久下向。(②―七二) 〈実紀巻八〉	三月五日、奥坊主を仰せ付けられる。(②—七一) 〈諸家系譜〉	己亥 一七一九 三十一歳	「成島道筑筆記」に書き留める。(②―七〇) 〈実紀附録巻九〉	吉宗の東叡山寛永寺参詣の途次に起きた農民の訴状差上と、目付高田忠右衛門の処置を吉宗がとがめた経緯を	戊戌 一七一八 三十歳

○ 秋、服部南郭より書牘「与島帰徳」を受ける。(③―一二三) 〈南郭先生文集初編巻十〉
○ 十一月、『慶長年中板坂ト斎覚書』の漢文序を撰す。(③―一二四)
○ この年、「犬追物類聚」六十冊を編纂し、吉宗に献上する。(②―七五) 〈諸家系譜・諸家譜〉
-
○ 正月成『壬寅元旦詩集』に「上日」の題で七言律詩一首入集。(④─一○三)
△ 三月六日、冷泉為綱薨。五十九歳。(②―七五) 〈公卿補任・在京随筆〉
○ 六月五日、田中丘隅より『民間省要』を預かり、翌六日、将軍吉宗へ献上する。(③─一二四) 〈山田蔵太郎
『川崎誌考』所引丘隅書状〉
○ 十二月、小石川養生所設立。それ以前より施薬院に関する資料調査を命じられる。(②─七五) 〈仰高録〉
5 ]
○ 四月十日(もしくは七年四月)、奥坊主組頭に准ぜられ、書籍の事を承る。(②─七六) 〈実紀巻十六・諸家
譜>
○ この年、田中丘隅を御普請御用に推薦するか。(③─一二六) 〈実紀附録巻九〉
享保九年 甲辰 一七二四 三十六歳
○ 閏四月二十四日、竹山道甫宅にて田中丘隅等と会す。(④─一〇四) 〈玉川堂稿〉
○ この年、田中丘隅を旅寓に訪れ、五言絶句を作る。(④―一○四) 〈玉川堂稿〉

○『蘐園		) 九月十七日、		~	申(	<b>享</b> ○ ○ ○ 申 九 月 二 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	△ <b>享</b> ○ ○ 申 し ヵ 月 二 月 二 - 年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
『蘐園録稿』巻下所収「城南酒楼送嵐山人還山歌」は入江若水送別詩か。(④―一〇九) 〈蘐園録稿〉	- 七日、御文庫の十三経註疏百十八冊拝借の旨、御側御用取次加納遠江守より御書物奉行へ仰せ渡さる。		二九) 〈幕府書物方日記五〉	十九日、信遍が借り出している十三経註疏は三十日伺の対象から外すよう、加納遠江守が御書物:二九) 〈幕府書物方日記五〉		・ 丙午 一七二六 三十八歳、(③―一二九) 〈幕府書物方日記五〉、(③―一二九) 〈幕府書物方日記五〉、(③―一二九) 〈幕府書物方日記五〉	五月二十五日、文命東隄碑、文命西隄碑建つ。(③―一三〇)

$\triangle$	享 保	系	0		0	☆	拝借、	0	点	0	享 保-	0	( 11  1 )	0	О л	) Th
正月十九日、	享 保 十 三 年	晋 ・ 諸	この年	(⑤-七三)	士一月	·		十一月	使し、	十一月	享保十二年	この年		工月	八月、	秋、服
- 九 日、	T	n 家 譜	-、 先	111	<u> </u>		後は左	十 五	その追	七日、		末頃か	〈仰高録〉	十三日	常盤酒	喪中に
	戊申	・ 道 筑	に琉球	へ幕	四 日 、		有馬氏	<sub>只</sub> 文	低乱を	有馬	丁未	服	□ 録 〉	L、 奈	停北著	た友人
一徂徠い		略譜	国より	府書物	有馬氏		倫 加	庫より	下田幸	兵庫皕	 +	部南郭		長屋安	「百姓	と の 間
夜、六	一七二八	実紀	り献上	〈幕府書物方日記六〉	い倫拝		納久通	,「李泠	十大夫	<b>贤氏倫</b>	三七	れより		〈左衛	分量	で和い
十三些	四十歳	系譜・諸家譜・道筑略譜・実紀附録巻九>	された	記	借「近		心に前、	<b>福溟集</b>	師古に	を通じ	丁未 一七二七 三十九歲	<b></b> 唐 牘		門が定	記」(み	歌 を 贈
荻生徂徠没、六十三歳。(⑤—七四)	■歳	む九	この年、先に琉球国より献上された屛風の文字を解読、		思録」		もって	L +	報告	て奥	· 九 歳	与島口		家自筆	が題	答する
			の文字		〔四冊		るける	二重)	するか	より文		师徳」		半「長い	民家分	る。ま
<u>Ш</u>			を解請		じの返		ること	「李空	ŝ	庫に近		を受け		歌 短 歌	力量記	た起復
			<b></b> 成 解		却に関		今後は有馬氏倫・加納久通に前もって届けることなく拝借が可能となる。(⑤―七二)	同詩生	点検し、その混乱を下田幸大夫師古に報告するか。 (⑤―七二)	処却され		○ この年末頃か、服部南郭より書牘「与島帰徳」を受け取る。(⑤―七一)		古今相	八月、常盤潭北著『百姓分量記』(外題『民家分量記』)刊行。和文序を寄せる。(③―一三二)	服喪中に友人との間で和歌を贈答する。また起復の歌あり。(④──一〇)
			風の給		肉する		け借が一	来」 (上		れる「		5		山違の古	17。 和	めり。
			屛風の絵二枚を吉宗より賜わる。(⑤―七三)		田沼主		可 能 と	<b>⊥</b>	〈幕府書物方日記六〉	円機活		七一		争」を	文序を	4
			を 吉 宗		一殿頭章		なる。	「 <u>弇</u> 州·	書物古	法				幕府に	こ寄せる	
			より明		息行の		5	山人四	カ日記			へ南郭		礼 上	ය <u>ං</u> ()	$\bigcirc$
			助わる		連絡な		七二	部稿	Ċ,	T T T		先生文		信温	3	 世
			ŝ		で御書					争文類		〈南郭先生文集二編卷九〉		も関い	1111)	〈三世のなみ〉
			 七三		物方に		く幕府	士 一 冊		聚」(		編 巻 九		与する		${\sim}$
					十二月二十四日、有馬氏倫拝借「近思録」(四冊)の返却に関する田沼主殿頭意行の連絡を御書物方に伝達する。		〈幕府書物方日記	十一月十五日、文庫より「李滄溟集」(十二冊)「李空同詩集」(十冊)「弇州山人四部稿」(六十二冊)の三点を		十一月七日、有馬兵庫頭氏倫を通じて奥より文庫に返却される「円機活法」(二十冊)「事文類聚」(六十冊)を		Ŷ		○ 十二月十三日、奈良屋安左衛門が定家自筆「長歌短歌古今相違の事」を幕府に献上。信遍も関与する。(③―一		
			へ諸家		する。		日記	一点を		<u>  </u> ) を				Ĭ		

際して拠った文献名のみを示すにとどめた。続いて依拠文献の略称を五十音順に掲げ、既述分に即した最小限の説明を加える。	○ この年、二十一史を賜るか。(⑤─八○) 〈諸家系譜・諸家譜・伝〉談する。(⑤─八○) 〈幕府書物方日記七〉	信遍へ下賜された十三経の冊数に関する書付につき、>	日付で十三経を下賜された旨の書付が、	中旬、滝北山の遺稿『北山遺稿』が江戸浅蔵屋久兵衛より刊行され、	府書物方日記七> 〇 六月一日、下賜の先例を松村左兵衛が調査し、若年寄の印形不要の旨、有馬氏倫に報告する。(⑤—七七)	(⑤—七六) 〈幕府書物方日記七〉	○ 五月二十九日、拝借中の十三経を下賜せられることに決定、有馬氏倫がその手続譜・実紀附録巻九・三世のなみ〉	○ 四月十三日、吉宗、日光社参詣に出発。随行に加えられなかったのを嘆く歌を詠ずる。(⑤─七六)	○ 三月十五日、高田馬場にて流鏑馬復興。古式の考証に携わる。(⑤─七六) ぐ	行堆橋主計が報告する。(⑤―七四) 〈幕府書物方日記七〉	○ 二月二十日 有馬氏倫よりの下間に答え 十三経か文庫に匹部あり、うち一部を
限の説明を加える。周知の資料の場合は、引用に	≫譜・伝>	1付につき、有馬氏倫と御書物奉行松波金五郎が相	有馬氏倫より御書物奉行へ渡される。(⑤―七九)	<b>5り刊行され、附録に北山の早世を悼む五言律詩二</b>	不要の旨、有馬氏倫に報告する。(⑤―七七)〈幕	ストレイプ・ビュアディア名言字を行った	有馬氏倫がその手続きを卸書物奉行に指示する。	≿ったのを嘆く歌を詠ずる。(⑤─七六) 〈諸家系	≥。(⑤―七六) 〈実紀巻二十六・附録巻十二〉		<b>  音 まり   うち   部を信遍の 拝信中の       後書 物奉</b>

『有徳院殿御実紀』・『同附録』(『鯔国史大系』)。	実紀・実紀附録	冷泉家・持明院家・山科家の当主から得た和歌・有職・筆道の情報をまとめた聞書の一種。	仁木充長著。自筆。無窮会図書館神習文庫蔵。古参の冷泉門人仁木充長が享保六、七年に滞京した折の記録。	在京随筆	宇佐美灊水編。享保十六年刊。『詞華集 日本漢詩』第十巻(昭和五十九年、汲古書院)所収。	護園録稿	『改定史籍集覧』第二十六新加別記類第三第七十所収。	慶長年中板坂卜斎覚書	『離福史大系』(吉川弘文館)に拠る。	公卿補任	のマイクロフィルムに拠る。田中丘隅晩年の文事記録として貴重。	田中丘隅著。自筆稿本か。神奈川県川崎市川崎区の平川靖二氏蔵。ただし引用は川崎市市民ミュージ	玉川堂稿	磯野政武著。写本。国立公文書館内閣文庫蔵。徳川吉宗の治政に関する雑録。	仰高録	山田蔵太郎著。昭和二年、石井文庫。	川崎誌考
			の記録。									ージアム蔵					

五一四・五一六・五一七・五二〇・五二六、一九八九年十二月・一九九〇年五月・同七月・一九九一年三月・ 入江若水著。東大阪市の清水利重氏蔵。松井良祐氏「入江若水兼通録『富田丙午記』(1~5)」(『立命館文学』 内閣文庫蔵『視聴草』二集之九所収「成島道筑略譜」。「年譜稿」①―七三~七四に全文の翻字を掲げる。 二に翻字する。	☆ 保元年の火災で焼失。 「芙蓉楼全集』。東京大学史料編纂所蔵。十二巻十二冊(巻九欠)。信遍の自著を幕臣の新見正路が文政七年 全集 篠崎東海編。享保七年刊。中野三敏氏蔵本に拠る。	王寅元旦詩集壬寅元旦詩集王寅元旦詩集
--	---	--------------------

一九九二年十月)に全文翻刻と解題が掲載されている。
成島信遍集
信遍の部類形式の家集。写本。九州大学附属図書館萩野文庫蔵本に拠り、拙稿「九州大学萩野文庫蔵『成島
信遍集』―翻刻と解題―」(『文献探究』第十三号、一九八三年十二月)に全文翻字する。
南郭先生文集
『詩集 日本漢詩』第四巻(昭和六十年、汲古書院)所収の影印版に拠る。
幕府書物方日記
東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』(東京大学出版会刊)所収。
百姓分量記
外題は『民家分量記』。常盤潭北著。享保十一年刊。「日本思想大系」五九『近世町人思想』(岩波書店)所収。
芙蓉楼玉屑
信遍の和文による経学書。写本。川越市立図書館蔵。拙稿「川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』――翻刻と解
題――(上)・(中)・(下)・(続)」(『日本文学研究』二十六~二十九号、平成二年十一月・三年十一月・四年
十一月・五年十一月)に全文翻字と解題掲載。
北山遺稿
滝北山の漢詩集。入江南溟編。享保十三年刊。引用は内閣文庫蔵本に拠る。
三世のなみ
信遍の家集。写本。書名は冷泉為綱・為久・為村の三代に批点を仰いだことに因む。引用は内閣文庫蔵本に
拠る。なお、『三世のなみ』諸本の成立事情及び『成島信遍集』との関係については、拙稿「三つの『三世の

にする。なお、引用に際して適宜句読点・濁点を補う。版本の漢詩文では原本通りの訓点を再現すべく努めた。	加えるという形式をとる。引用は、資料集としても使用できるように、周印の文章以外は努めて全文を掲げること以下、享保十四年、信遍四十一歳から新規の年譜稿となる。年譜事項のみ活字を大きくし、典拠を掲げ、考証を	を割くに至ったことをお詫びしたい。	以上で、既発表みの頁目と衣処文状の既兑とを終わる。重売の更宜のためとは、と、重复した己朮に相当の氏福	なみ』――成島信遍家集の成立――」(『文献探究』第十五号、一九八五年二月)参照。
--	---	-------------------	--	--

の実際の印行時期は、『割印帳』 では享保十四年八月の小川彦九郎行事分に含まれ、先述の文刻堂寿梓目録の 「六道	さいしきのしかた并詩歌発句ヲのす」とあるように、あくまで画本主体と見るのが正当のようである。また	からして無理なく成立したのであろうが、寿梓目録の「画図百花鳥」の項に「狩野探幽筆石中子写全五冊ゑ	づけておくべきであろう。狩野派の画本と江戸座俳諧の結合は、自ら石中子璉丈として連句に参入する編者の存在	能・俳諧閏の梅・六道士会録の十点が並ぶ。この作品系列が違和感を与えなかったものとして、まずは本書	があり、民家分量記・田舎荘子外篇・河伯井蛙文談・俳諧句霊宝・正運紀畧・天狗藝術論・画図百花鳥・俳	一冊に改装されているが刷りの状態は良好な久留米市民図書館蔵本の巻末見返しには、文刻堂西村源六の寿梓目録	の蔵版であるのは、内容からいっても江戸人のための出版であったからに他なるまい。管見に入った諸本のうち、	説――俳人の庶民教化――」(『江戸時代文学誌』第八号、一九九一年十二月)に詳しい。『画図百花鳥』が西	発展に大きく寄与したことは、中野三敏氏『戯作研究』(昭和五十六年、中央公論社)や飯倉洋一氏「常盤潭北論	京の西村市郎右衛門の出店として出発した西村源六が、文運東漸と吉宗の庶民教化政策の波に乗って江戸の出版の	は、常盤潭北の『百姓分量記』(民家分量記)や一連の佚斎樗山の著述、また露月の俳書等をこの頃出版していた。	絵俳書として知られる。彫工は京都の藤井安兵衛、江戸の栗原次郎兵衛・大久保一富の三名。江戸の書林西:	れた。狩野探雪の門人である守範が探幽の百花鳥に江戸座の俳人の発句をもって配した、大本五巻五冊の堂々たる	『画図百花鳥』は石仲子守範編。享保十四年六月吉日付で、江戸の西村源六・京の西村市郎右衛門により	○ 六月刊『画図百花鳥』に漢文序を寄せる。撰文は享保十三年八月。	
?梓目録の「六道	る。また、本書	全五冊ゑ本百品	する編者の存在	まずは本書を位置	花鳥・俳諧寄進	源六の寿梓目録	た諸本のうち、	鳥』が西村源六	「常盤潭北論序	て江戸の出版の	(出版していた。	江戸の書林西村源六	五冊の堂々たる	衛門により刊行さ		

享保十四年

己酉 一七二九

四十一歳

さて、信遍の序は巻一の巻頭を飾った。訓点・合符の類と句点を忠実に再現しつつ掲げる。 さて、信遍の序は巻一の巻頭を飾った。訓点・合符の類と句点を忠実に再現しつつ掲げる。 百花鳥序 百花鳥。町一花-鳥豈止百也。夫祝-餘迷-穀條丹蔣伊-蘭阿-梨之於植。有名難尋。靈(語)	士会録」の左傍には「右士会録後九月本出申候」とあるから、九月頃までずれ込んだらしい。即ち『六道士会録』
∞ □し時点では、まだ関九月の印行子定であったと見る。 □以萬。是迺編者之意耶。石-中子画-家也。其欲梓百花鳥者。因溝-雪-叟。問序於余。 所憾無咬-々嘎-々以娯耳。無報-部紛-々以撲鼻。雖然其所以悦目入心。夢-寐太依。粲 所憾無咬-々嘎-々以娯耳。無報-部紛-々以撲鼻。雖然其所以悦目入心。夢-寐太依。粲 所憾無咬-々嘎-々以娯耳。無報-部紛-々以撲鼻。雖然其所以悦目入心。夢-寐太依。粲 所憾無咬-々嘎-々以娯耳。無報-部紛-々以撲鼻。雖然其所以悦目入心。夢-寐太依。粲 「息二百也。夫祝-餘迷-穀條丹蔣伊-蘭阿-梨之於植。有'名難尋。靈-邕嶋-鵂鵜鸓 で一數。百-花百-鳥。可目恐花-鳥矣。矧坐處生春。展-玩如生。花而開者落者。帯露者- て-数。百-花百-鳥。可目恐花-鳥矣。矧坐處生春。 展-玩如生。花而開者落者。帯露者- であった。 副常子。 「」	

・東都図書府主事鳴鳳卿誌(享保二十年撰『武蔵野地名考』引)
・東都図書府主事錦江鳴鳳卿音輩書于芙蓉楼(享保十八年撰『野総茗話』序)
・東都龍洲吏隠鳴鳳誌(享保十三年撰『画図百花鳥』序)
・東都図書府主事錦江島信遍記(享保十三年刊『北山遺稿』跋)
・東都図書府錦江島信遍記(享保十一年刊『百姓分量記』序)
にかけて信遍が撰した序跋類の末尾を試みに列挙してみる。
異なる面が見て取れ、本書に対する姿勢の微妙な相違を読み取ることもできそうである。享保十一年から二十年頃
ただし、先に問題とした序文末の署名にいま少し目を向けると、この前後の刊本に寄せた序跋類の署名の形と若干
信遍の目に添えられるべき俳諧は映じていたのかいなかったのか。いずれかに決することは今のところできない。
俳諧の草稿の一部でも目にしていたならば、評価は全く変わらざるを得ない。即ち俳諧の無視である。
写の探幽画に俳諧は添えられておらず、信遍は画本のみを見て撰文したということであろう。もし合わされるべき
文をものした理由としてまず考えられるのは、守範の跋とともに撰文が前年の十三年八月で、この時点では守範模
れていない。俳書としての一面は次に来る紫野居士敬雨の序に専ら依ることとなる。信遍が俳諧に一切触れない序
述べる。画本に文芸色を盛り込む役目をこの冪雪が担ったのは確かのようだが、ここにも俳諧は表立っては触れら
業に専也。詞賦に嫺ふ者寡し。豈淄澠を分つを以て為んや。故に歌詩灸輠得るに随って之を録すと云」(原漢文)と
った末尾の一つ書に、「刻将に梓に就んとするに、遂に賛辞を其の上に加ふ。聊か華人の顰に做ふ。其れ丹青家務て
<b>序撰文の依頼の仲介者瀾雪叟なる人物は、信遍序の次に来る「附言」を記しており、画本としての解説を書きつづ</b>
本としか見ていないこと、つまり絵俳書としてなら当然触れるべき俳諧についての言及が一切ないことであろう。
山海経に載る奇花・奇鳥を中心に衒学の気味濃厚な花鳥尽しの序文を一読して注意されるのは、信遍が本書を画

	ともあれ、信遍と俳諧との関連をわずかなりとも窺わせる貴重な資料であることに変わりはない。認すれば十分であろう。	これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰の方に傾いたが、そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、
信遍と俳諧との「なろう」の「はを出ない。	も推測の域を出ない。てあえて序文の中では	
もあれ、信遍と俳諧とれば十分であろう。も推測の域を出ない。の具体性を弱める形で	これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考	えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考
ともあれ、信遍と俳諧との関連をわずかなりとも窺わせる貴重な資料であることに変わりはない。これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確認すれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確認すれば十分であろう。。 してあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、ただ、りながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々	これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確これと押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、りながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々	えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、りながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々
ともあれ、信遍と俳諧との関連をわずかなりとも窺わせる貴重な資料であることに変わりはない。 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場としたからと考えるのが一番自然であろう。 そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、 そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、 れも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しない、或いは堂々 してがら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々 しながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、可とを確 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しない。ことを確	これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無引いと信遍が考公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。そしてあがら公義の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々のながら公義の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々のながら公義の政の末端に意味づけられる教訓書は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教	えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、訓書、夭逝した詩人の遺稿、歌枕を主体にした武蔵野の地名考証、そして唐詩注釈と、和漢の雅文芸や俗書ではあていたはずである。そして『画図百花鳥』は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教
ともあれ、信遍と俳諧との関連をわずかなりとも窺わせる貴重な資料であることに変わりはない。 さしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、 えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確 これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しない。ただ、 そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、 そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無わない、或いは堂々 うながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々 うながら公儀の政の市ではなかろうか。『回図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、 そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の民衆教化政策に沿った教 いるであろう。 認すれば十分であろう。	と書、言気乃び毘女の書でならすめられての糸身山又見の書類の作品・返却の取みという、形本なからも素所の文を確いたはずである。そして『声でしたいではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった、その理由は判らない、でいたはずである。そして『画図百花鳥』は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教訓書、夭逝した詩人の遺稿、歌枕を主体にした武蔵野の地名考証、そして唐詩注釈と、和漢の雅文芸や俗書ではあったとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、それも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しない。ただ、それる人間の目ではなかったが、言語の見から、そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、それてあえて序文の中では俳諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確これたはずである。そして『画図百花鳥』は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教で、おすなからも素所の文をするたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。そしてあえて序文の中では非諧を言いました。書の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。そしてあえてき権のではなかううか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない、或いは堂々となるである。そして「書作である。そして「書ではなかる」を書ではなからうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、それであるえて序文ののでもなからす。また。これも推測の地を書ではある。ただ、その具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考えたとすれば、それてするかる形で私的な色彩をよりうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、そして書は削のあるのでもない。ただ、ためら本報測のなどを言いである。そのではなかられていたまでも書のである。そのではなかった。そのなられば、信通の中ではまです。言の民衆教化政策ではなから、言かは余礼である。ならでも報知のからなから、たち、言気がないない。たですからんである。それての違んで教を言なかられば、「野女」と考えても、「おかれていた」を知文なら、書ではある。それていたが、「我なからも」を見る。まから、「およれての教』を見ない。ただ、そのがらないから、「予告」を書いた」ですっから、「おれていな」ですっ、書の作品」を知るなから、「おれていた」を書いていた」を見る。まから、言いない。ただ、それていた」を見る。まから、言から、言からとうではなから、た」を見る。まから、言から、言から、言から、言からは書を対象としいる。まからまする。まから、言から、言から、言からしいた」をしてもでもでもの。まから、言から、言からえる。まから、まから、まから、見る。まからまから、まから、まから、まから、まからまから、たる、まから、まからまから、まから、まからまから、まから、まからまから、まからまかられる。まからまから、まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まから、まから、まから、まかられる。まから、まかられる。まかられる。まかられる。まからとまる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まからんる。まかられる。まかうる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まかられる。まる。まかられるる。まかられる。まかられるる。まかられるる。まからうる。まからうる。まかられる。	えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考ていたはずである。そして『画図百花鳥』は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教で動書、夭逝した詩人の遺稿、歌枕を主体にした武蔵野の地名考証、そして唐詩注釈と、和漢の雅文芸や俗書ではあったはずである。そして『画図百花鳥』は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教を手を一手に司るかのような喜びと誇りに充ちた業務に携わる自分にふさわしい対象との認識が、信遍の中には生じる。 言気及び異返の高官なら対められての系勇山文庫の書氣の信出・逃封の耳みという。 玛末なからも幕座の文
図百花鳥』を置いてみれば、署名の形の特異さを認めざるを得ない。「東都図書府主事」を表に立てて序跋を草する 認すれば十分であろう。 ともあれ、信遍と俳諧との関連をわずかなりとも窺わせる貴重な資料であることに変わりはない。 認すれば十分であろう。	図百花鳥』を置いてみれば、署名の形の特異さを認めざるを得ない。「東都図書府主事」を表に立てて序跋を草する 図百花鳥』を置いてみれば、署名の形の特異さを認めざるを得ない。「東都図書府主事」を表に立てて序跋を草する 図百花鳥』を置いてみれば、署名の形の特異さを認めざるを得ない。「東都図書府主事」を表に立てて序跋を草する	えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、 りながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々 りながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々 りながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、 る務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない、或いは堂々 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、 る務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、 とずし立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。でで るろの見から公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々 と押し立てるべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。そして下書から、瑣末ながらも幕府の文 とうったり、電話のでもなかられての紅葉山文庫の主人の記述をして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考 とからなる。そして『単の本』との記載が、信遍の中には生じ を、吉宗及び周辺の高官から求められての紅葉山文庫の書籍の借出・返却の取次という、瑣末ながらも幕府の文 とするべき著作だったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。そのでも本がらも幕府の文 とするべき者作だったのでものでもなからなった。「東都図書府主書」を表いる。での。 こかられば、それは雅文を書を言るのがのをまた。「ある」とする。
	管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画をしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無次にからも幕府の文本はであるではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確定してあえて序文の中では俳諧に触れずにすます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確定したとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確認する。このではなから、「本部図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画でれる、たた、「本部の書を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。これも推測の域を出すったのではなかろうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、これも推測の域を出する。そして書きではあった。その理由は判らない。ただ、これも推測の域を出すた。その理由は判らない。ただ、これも推測の域を告をよりにたちた業務に携わる自分にふさわしい対象との認識が、信遍の中には生じたがらとすれば、それは雅文書ではあうではなからいでする。そのではなからいである。そして書を一手に司るかのようを告とする自分の領分外の絵俳書を対象として筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考えたとすれば、それは雅文都の書ではあううの領分からない。「東都図書府主」を置いても構わない、「本ながらも幕府の文を示するべきを言とする自分の領分外の絵俳書を対象として筆をとる姿を示するに知るこです。これも推測の域を言かられてのではなかうすではある。このではます。ことでする。このではなからうか。『画の石橋』の中には生じた。これるべきがのです。これのようではなからいです。これでする。これのでいる。これのでする。これの言語のではなかううか。『画の音話の言語のではなからない。「本ながらもしいと言語のでする。これのいったが、これのならう」のがはなかった。その範囲においる。これがらいるを得ない。「東都図書店」のではなからとうか。」を言いる。これのうう。これの言語のではなかう」ではなかう」のでも、これのなからしている。これのから、「本都図書をはない」である。これのから、「本本はない」でする。これのから、「本本はない」」のから、「本本はない」である。これている。これのいったが、これのでも、これのかられている。これのまでも、これのよりの。これのから、「本本」のでも、これるののでも、本本がらる。これのかられている。これのから、「本本」のでも、本本がられる。これのでも、これるいっから、「本本本」のでも、本本がのでも、本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本	この一連に『画管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画で見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画で見に入った六例中、『画の五花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画で見に入った六例中、『画の五花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画で見に入った六例中、『画の五花鳥』を除く五例は「東都図書府(主事)」を謳うことで共通する。この一連に『画

(『幕府書物方日記』八)

•

1	77
T	1

÷

成島道筑罷出、御人御座候ハ、経解并先達而上『候唐書相渡申度由申候』付、請取可申由申達、道筑為持出候而、
相違無御座候"付、元々へ相納
候、 (九月二十日条)
「経解」は同年正月十五日に、「唐書」は同十一日に吉宗のもとへ上ったもの。受け取る書物奉行は、この日から病
気の月番奈佐又助に代わって助勤となった水原次郎右衛門であった。次郎右衛門が「持人」の件を相談した大岡右
信遍が吉宗とその周辺の求める書籍の借出と返却に従事していた以上、実際には連日のごとく紅葉山文庫に出入
りしていたに違いないが、享保十四年の日記に信遍が登場するのはこの一箇所のみである。月番の書物奉行によっ
て記事の繁麗が生じるのは致したなく。確認される事項のみお出せさえる年でい
○ 十二月十一日、綱吉の養女竹姫、島津継豊に輿入。これに取材して和文「雪のはな」(『全集』巻四)を
記す。
享保十四年の幕府は、六月四日の縁組成立以降、十二月まで竹姫入輿の準備に忙殺された。『実紀』の記事も竹姫
関連一色で染まった感がある。この時竹姫は将軍吉宗の養女であったから、幕府の威信をかけた大事業であった。
信遍は竹姫入輿の行列を見物し、その体験に基づいて「雪のはな」を綴るのであるが、幕府の行事に際して主に
和文をもって描き、和歌を献ずるといった役割を、この「雪のはな」を初めとして信遍は求められることになる。
彼の筆は必ずしも客観的叙述に優れるわけではない。所々文意の通じにくい表現と、故事来歴の考証癖からくる典

き空の色ながら、風はさすがにのどかにして、春の霞に紅のうす花ざくらたちこめたらんやうの空のけしきな	てみたてまつれなど、きくもこはやとてかしこまり出たつに、しの、めほがらかに明わたり、雪もやふり出べ	つとめて告きたれることあり、しかぐ〜の事みゆるしあり。みくりやのまへわたらせ給ほどに、そのほとりに	つの花をふらし、にうなむのたへなるうたの声、糸竹のうちにものし給ふるといふも、か、るたぐひなるべし。	うば玉の黒かみそぎたらんやうのものは路にぬかづくをなんいむことなるや。かのあまつそらにありときくよ	かの御ひかりよりぞたかきもいやしきもなぞへなき心してなるべし。おのこゞなどは十あまり五とせをよぎり、	ず、玉ほこのみちの行来にもつねにあらぬはいましむるなりけり。さしもおほせごとのあるにもあらねど、たゞ	日に出た、せ給。おほやけのしきさもおごそかなるや、いふもさらなり。方十里がほどにはけぶりをだにたて	おほけなき今の御世にあはせ給ひて、さつまの君の御もとに御ことよせし給ふとかや、そのとしのしはす十一	のし給へるが、みなそのわたりさちなくものして、何となく宮の鶯をかこたせ給ふるがごとくなんありけり。	ますがりけり。これよりさき世はよつぎの御君の源宮に御やしなひびと、ならせ給となん。所々御むこがねも	めて、よもの民草御いつくしみのなみにうるほひ、めぐみの風になびかぬはなし。竹の御さうじみと申けるい	だらみまな琉球、こ、らの人の国よりもみつぎものはこぶよほろ絶せず、わたつ海の手ながあしながよりはじ	そのころは享保つちのとのとりなりけり。とりがなく東の御ひかり、あづさ弓やまと島ねにかゞやき、こまく	雪のはな	よる古式の調査に従事することの多い信遍の習性なのだろうか。以下、「雪のはな」の全文を掲げる。を有職故実にからめる方に主眼が置かれ、行列そのものの美しさを描写する方向には行っていない。古書の博捜に抄の多月とか 一種独特の難決な文章を成している。   雪のはな」にすでにこの傾向は顕著であり、行列の麗々しさ
い空のけしきな	言もやふり出ぐ	そのほとりに	ぐひなるべし	にありときく	とせをよぎり	あらねど、たく	ぶりをだにたて	しのしはす十	なんありけり。	々御むこがね、	じみと申ける	しながよりは	<b>ゞやき、こま</b>		?。古書の博捜

ほどらうたげなり。これをどう坊といへることは、東山どの、時よりぞものせりとや。そのほどや世中さはが やかなる小わらはなりけり。年のほどはたちあまりに、いつしかたけたかうなりてつらいときよらに、まみの さきをおふ。かち色のかみしもといふものをきて、から紅のきぬのうら引あけたり。その人はちかき比までさ、 此君の御さきわへいとめでたしとみる。ぜんくの人々、おのがじ、きよらにならびゆけり。友阿といへるが御 りけり。辰のさかりばかりに雪いとはなやかにふり出たり。雨もやとわびけるに、おりからのけしきまことに ことはりいとたへなり。いかなればかいといふもの、一にのみあひても、ちゞよろづがなかにもことかいわは ば、人ならぬものをさうぞきてかまへいだしけるとぞいふ。とりたらん鬼の心いかばかりはらふくれて、 わざするものなど人のめにとて出たつものをもおに一くちにくひたらんやうにとりもへてゆく事など侍りしか の大郎となるべしうぶやにていることなん、やまとの国にはにつかぬことにてはあらじかし。くはの弓よもぎ するなど、此国ぶりのなごりなるべし。御ゆみひきめなど、聞ゆるや、むかしへもありけることにや。ひきと るそのつかさといふことたて給へり。さきおふもの、けうあるさまなど、神事にさるたひこのほこつきてもの ふの中にも立まじらひて、うてにむかへるが中にもかずまへられにき。御世となりては、さのおほたなどいへ めてその心をはかりけるとなん。これやふくはらのわらはのまねびなるべき。きふてんかのときなどやもの、 をすりて、ふときつるぎたち玉をかざり、こがねをちりばめてさげはき、所々にまうで、ついそうをのみせし けるま、に、おふしうといへりし人のか、ることをばかまへいで、しころたきぬのひた、れにことざまなる形 しかりけるま、に、人の心のうらたのみがたう、上つかたより下ざま、で、とすればか、ることゞもおほかり いかならんさばへをかなすべき。貝おけといへるものなまめきてをかし。めおのみち天つちよりなりてあへる の矢の例ならん。あまがつときくはさばへなすかみもよりくるによすがなしといふ。さはいにしへにさがなき いふもの、めにたぐへてつくれりなど、いへり。めいてきかうしなどふみにいへる類なるべし。さはもの、ふ また

あへることなき人のいもせもをりおもひあたらん。か、りてこそ家もおさまりそふもつきて千世万代のはしと
もいへるならんかし。あがりてのよにはこがねも玉もあらざりしとなん。うみへだにいで、そのうつくしきを
ひろひとり、みどりごの耳に糸もてつなぎかけけるとや。みどりごといへるもじ、万のたからといへるもじ、
かいをそへたるなるべし。かのちごうつくしみ給ふる心にて御手づからつくりそ、くりおはするなど、何のふ
みにか見給へりし。三とせがほどのさばへなす事など、これにおほするなどいへることありとや。御ながえ出
きたれり。御前に来たり。三人これもながえまで出たつ。御せきにしころじぬきのかみし、う大夫のけん御う
しろにながえにて二三人女房まいる。いよのかみなどはぎたかうか、げてまいる。あかき御雨がさに紅の糸つ
きたるをながえにさしかけてまいる。風さと吹おちとふりくる雪を上ざま下ざまへ吹なびかしたる弥生のすゑ
ばかり、山ざくらのちりたらんに、ふかみぐさの咲ほこりたるやうにて、かのをの、みゆきのふるごとまでお
もひ出られたり。御ながえとりしづむるやうにつかうまつる。いとのどやかなり。よてうはかちのひたゝれの
うへのやうなるものに引両をそめてこゝらまいれり。ながへぎりといふものにのりてまいる人々めこしなどか
ずく~有。のりものつかうまつるしてうもろくしやくなど名をいふめり。七十八十ぢばかりよりはじめて、か
むばんといふものきする事になむなりにき。そのことやかたへをきけば、つかさの人々におほやけよりみき給
はりなどして心をなぐさめ給ふるに、花の街のめどもめして、舟にてものりものやうのものにてもそのわたり
へ出たつ。これなんその人のしれるなりとみゆるさまにするとて花やぎ渡いたしける。うちぎを仕丁らにうち
きせていきほひまうにものせしがはじまりになん。この所にいふべきわざならねど、ふとおもひつゞけられて
こだいのすがたとぞみゆる。なべてちかきよにはのりものといふものなんある。あがりてのよには車にうしを
かけてものせしとこそ。今そのそうぞきて花やかにものするは、うつしえにのみのこりて、ことのふるきなら
ひもふみのさちにうづもれぬるかし。つぎにしゐしきぬばりなどまいる。宮の内にかひこをやしなひ、糸くり

うとし。さてしもやゆうそくの人のかたりしからのやまとのふみどもにも、玉のかふぶり玉のおひありとある げにや織女つめの雲の衣をおり給へるなどきければ、雲のうへまでもか、る御わざはありけるになん。 はとりの御わざも神まつる御ぞをなんおり出て奉り給ふといふ。いともかしこき御わたりにもあることにぞ。 りて、五分まだらにしてことにはせめぐり、人はかけたりしなり。いまはその直衣のそでをとりてことにたよ そのつくり出べきやうもおぼろげにはあらざるかし。なべて上下といへるにこそえぼしかけなどいへることあ がきはには、にしきたちぬひて、よろひき、たちはきなどしたる、ふるきうつしゑなどにのみ今はのこりて、 中むかしよりぞぬのひた、れといへるものいできて、もはら弓矢とるみにはまどひぬるかし。位あがらせ給ふ 衣どもなど色の千くさ、秋の花の、数にもこえ、春の山の草木にもまされるとや。みなときうつりことさりて そのことのさまありしま、に、つくりもかへぬなるべし。それすらかうやうの時のゆへなきためしにはなりぬ りとせるなり。みなよのさはがしかりける時、ことにたよりせしなるべし。今や時つかぜ吹おさめたるにも、 やなきばざながら今のみるめにはなれてあやしともみえず。まいてほうしなどいへるもの、つねはゆ、しきと るなどおかし。さかやきなどいへるかしらのいたゞき、おり〳〵にくろかみのおほひたらんをとりのけたるべ たゞ筆のはしたなきま、にことのはぐさのしげり行なるものをと、いとまばゆくうたてし。御くるにのうちを しなどひとりごつを、や、ものぐるをしとてつきしろふ。又さなきもこはなにごとをかきもて行にもありけん。 n わか人ならぬ人のみましかば、いかにやともおもはる。すべて礼式といへるものこそめでたくおかしきわざな のみものするなるを、それもかまくらのわたりそりす高きいやしきならしそめてさらにもいますなりけるなり。 し。そのはじめはひたいつけなどいへるをものせしにこそ、そりをもちひてなかばにすきそぎこぼつなど、あ いでさせ給ふほどより御まへうしろをうちかこひてすごするもの、なをはるかにつらなれりとぞ。 世をへてなしきたれるがま、なるも、ことにふれてはありなん。才ありて稽古にくらからぬわたりうら山 いとた

○ 十二月二十二日、田中丘隅没。「田丘隅墓誌」を撰文するか。
学会誌』第四号、昭和三十二年十一月〉に紹介)の一節を掲げる。「親類書」(石井光太郎氏「田中休愚右衛門に関する覚書(二)――新類書・先祖書の紹介――」へ『神奈川県図書館仰せ付けられた。『実紀』巻三十の記事は周知ゆえ引用はさし控え、丘隅の孫田中三次郎が宝暦十年九月に作成したこの年七月十九日、丘隅は支配勘定に准じる格で大岡越前守忠相の所属となり、関東の内三万石を支配するよう
同(享保――引用者注)十四酉年七月十九日三拾人扶持ニ被成下支配勘定格ニ而高三万石支配被仰付、
同(享保――引用者注)十四己酉年月日不相知、支配勘定格被仰付、大岡越前守支配龍成、関東之内三万石支また同じ石井氏稿に挙げられた六代目田中休蔵正美が弘化二年に作成した「先祖書」には、
とあり、日付の有無を除けば『実紀』巻三十と齟齬は見られない。丘隅としては救荒・治水の功績が漸く公儀によ
って正式に認められたという思いがあったろうし、丘隅のような人物の実力を評価して登用する幕府の懐の深さも
しのばせる出来事であった。それだけに就任間もない死去は無念という他はなかったに違いない。
丘隅の没日を十二月二十四日とする「親類書」、享年を六十九歳とする「先祖書」や川崎市小向の妙光寺墓碑(「田
中休愚右衛門の遺跡と遺物(二)」(『川崎市文化財調査集録』第四集、昭和四十四年〉所掲)の存在も指摘されてい
るが、生年月日を妙光寺の「田中氏碣銘」により寛文二年三月十五日と認定すれば享年は六十八歳、また「親類書」
の十二月二十四日は発喪の日を採ったと推測すれば一応の説明はつき、石井氏の設定される十二月二十二日六十八

癸卯の春、官召して農政水土の事を問ふ。条上の言、事情に切なり。命じて荒川の水を治めしむ。効有り、秩を慕ふ。始め川崎の駅贏れて民散ず。県令丘隅の賢を知り、挙げて之を治めしむ。居ること一年、民始めて定る。芝年始めて瞻る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり泊瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり泊瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり泊瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり泊瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり泊瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり知り、女を以て之れに妻はす。遂に邑て嗣と為る。田中氏の女、喜乗を生んで卒す。継室浅岡氏、実卿を生む。 定遷る。考窪島氏、妣委它氏、二子を生む。昆を祖道と曰ふ。季は即ち丘隅。小向の田中氏、其の遠器有るを に遷る。寿窪島氏、如委它氏、二子を生む。見を祖道と曰ふ。季は即ち丘隅。小向の田中氏、其の遠器有るを に遷る。考窪島氏、如委で氏、二子を生む。見を祖道と曰ふ。季は即ち丘隅。小向の田中氏、其の遠器有るを る。三年始めて瞻る。而うして知郷宜方、乃ち田一区を置き義田と為し、邑て親故及び榮独の急を救ふ。享保 を慕ふ。始め川崎の駅贏れて民散ず。県令丘隅の賢を知り、挙げて之を治めしむ。居ること一年、民始めて定 を慕ふ。始め川崎の駅贏れて民散ず。県令丘隅の賢を知り、挙げて之を治めしむ。居ること一年、民始めて定 を慕ふ。始め川崎の駅贏れて民散ず。県令丘隅の賢を知り、挙げて之を治めしむ。居ること一年、民始めて定 を慕ふ。始め川崎の駅贏れて民散ず。県令丘隅の賢を知り、挙げて之を治めしむ。居ること一年、民始めて定 を慕ふ。始め川崎の駅驘れて民散ず。県で開と、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり 治瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり 治瀬川氏の後と為る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となり 御の春、官召して農政水土の事を問ふ。泉との言、事情に切なり。命志有り。�������������	高江の東ス系に見れました。 常田小学のの出入が認められるし、石井氏の紹介が漢文のままであるので、重複を厭わず巻四十二所載分に施された てては、両者の細かな異同まで示されていて有益である。石井氏は『先哲叢談』の記事「享保十四年、喜古没。錦 っては、両者の細かな異同まで示されていて有益である。石井氏は『先哲叢談』の記事「享保十四年、喜古没。錦 二又撰其墓記。」を根拠に信逼の撰文と推定された。原念斎の記述の根拠は明らかではないが、『史氏備考』巻三十 江又撰其墓記。」を根拠に信逼の撰文と推定された。原念斎の記述の根拠は明らかではないが、『史氏備考』巻三十 江又撰其墓記。」を根拠に信逼の撰文と推定された。原念斎の記述の根拠は明らかではないが、『史氏備考』巻三十 五・四十二に重出する「田中氏碣銘」にはいずれも「鳴鳳卿」と撰者名を明記してある。実際に刻された文章とは 若干字句の出入が認められるし、石井氏の紹介が漢文のままであるので、重複を厭わず巻四十二所載分に施された 文とは でては、両者の細かな異同まで示されていて有益である。石井氏は『先哲叢談』の記事「享保十四年、喜古没。錦 二又撰其墓記。」を根拠に信逼の撰文と推定された。原念斎の記述の根拠は明らかではないが、『史氏備考』巻三十 五・四十二に重出する「田中氏碣銘」にはいずれる「鳴鳳卿」と撰者名を明記してある。実際に刻された文章とは 若干字句の出入が認められるし、石井氏の紹介が漢文のままであるので、重複を厭わず巻四十二所載分に施された文章とは 本の十二に重出する「田中氏碣銘」にはいずれる「鳴卿』と撰者名を明記してある。実際に刻された文章とは 若干字句の出入が認められるし、石井氏の紹介が漢文のままであるので、重複を厭わず巻四十二所載分に施された文章とは 本の十二に重出する「田中氏碣銘」にはいずれる「鳴卿』と撰者名を明記してある。実際に刻された文章とは 本の十二に重出する「田中氏碣銘」にはいずれる「鳴卿卿」と撰者名を明記してある。実際に刻された文章とは 本の十二年を書記。の記事「享保十四年、喜古没。錦 二又子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子
---	--

る。	氏備考』及び『先哲叢談』という後世の原念斎一人に帰するところが大きいため、断定を避けて立項するにとどめ	「甲午年」が「丙午年」の誤りなど、不用意な誤脱が見られ、原文の損傷は否定できない。信遍撰文の根拠も『史	ので、『史氏備考』の脱字と考えられる。その他、「十二月壬午」は「壬戌」が二十二日に該当するのでその誤り、	味を取りにくいのでそのままとした。また「民力」は、広済寺の方が「羪(養)」、妙光寺が「愛」の字を上に置く	「知郷宜方」の部分は、広済寺墓碑では「知嚮義」、妙光寺の「田中氏碣銘」では「知郷義」とあって、いずれも意	の幹。	著す所、民間省要二十巻有り、世に行はる。銘に曰く、良耜畟畟、彼の南山を耕す。目て有政に施す。惟れ国	有りて時を奪はず、数月の間、虚偽容るる所无く、姦宄施す所无し。没するに及んで朝野歎惜せざる者无し。	丘隅官に蒞むの日、賦税を均しうして冗費を除き、徭役を省きて民力、利害を明かにして訟无からしむ。予備	の碑中に見ゆ。己酉、擢れて玉川畸玉等の知県と為る。居ること数月にして卒す。長子喜乗其の官秩を襲ぐ。	
	って立項するにとどめ	19遍撰文の根拠も『史	「するのでその誤り、	「愛」の字を上に置く	こあって、いずれも意		こ有政に施す。 惟れ国	T歎惜せざる者无し。	こ訟无からしむ。予備	言乗其の官秩を襲ぐ。	

うまでもない。信遍は張り切って翌十日から足繁く文庫に通い始める。	遍が呼び出され、この旨の通達を受	太田備中守は吉宗の御成の御供で不在、奥右筆組頭の飯高孫大夫が備中守から預った書付を書物奉行に渡した。	出し対面委細申合候、(六月九日条)	御文庫御書物見候様 "可仕旨被仰渡候由之御書付御座候、右御書付ハ同類之御單笥之内¨納置候、依之、道筑呼	夫被出、備中守殿今日御成御供"付此旨被仰置候由"而、御書付壹通被相渡、請取之候、(中略)右者、成島道筑		びはいかばかりであったろう。	許されなかった紅葉山文庫に、漸くにして自由に出入りし、縦横に書物を見ることができるようになった信遍の喜	これまで書籍の借出・返却の取次を事とし、幾分軽減されているとはいえ相応の手続を経た上でなければ閲覧を	(『幕府書物方日記』八)	○ 六月九日、これ以後紅葉山文庫出入自由の旨、若年寄太田備中守資晴より達しあり。	享保十五年 庚戌 一七三〇 四十二歳
----------------------------------	------------------	--	-------------------	---	---	--	----------------	---	--	--------------	--	--------------------

○ 七月十二日、翌十三日より十六日まで文庫休みの件を書物奉行より知らされる。
が特筆すべき珍しい出来事ではなくなったということか。信遍の常連ぶりをここに確認できよう。の閲覧とは若干性質を異にするかもしれない。これとて「成島道筑、御蔵『被参」と記されるのみ。信遍の文庫来訪有之候」 (六月十日)程度の記述に終始するのだから、推測のしようもない。八月十五日は風干終了後で、それまでることはなかった。信遍が何を閲覧したか、興味あるところであるが、「今日、成島道筑、御蔵『罷越、御書物拝見風干期間中、他に文庫に訪れる者としては細井次郎大夫(広沢)がある程度で、広沢と信遍が文庫で顔を合わせ
宜をはかってもらうことが例となったのであろう。与っている。とはいえ、風干期間終了後も時折文庫に立ち寄って閲覧することに変わりはなく、恐らく入庫にも便与っている。とはいえ、風干期間で通常の業務から書物奉行が解放され、風干に集中していたという特殊事情が大きくる自由を得たのは、風干期間で通常の業務から書物奉行が解放され、風干に集中していたという特殊事情が大きくこの年紅葉山文庫では、六月五日から八月五日まで、二ヶ月に亘って風干を実施している。信遍が文庫の蔵に入
(『幕府書物方日記』八) 日と紅葉山文庫の書籍を閲覧する。

(『幕府書物方日記』八)

のは常識的な判断であろう。また信遍も公用第一のけじめを忘れることはなかった。なお「久左」は書物方同心の念入りに書付を渡すついでに信遍への連絡を思い立つといった感じが文面にはどことなく漂って面白い。 ② 八月三日、八月五日の風干惣仕廻を知らされる。 ○ 八月三日、八月五日の風干惣仕廻を知らされる。 「左様 " 被心得候様 」 とは、風干終了後はこれまでのように全く自由というわけにはいかないとの意を含むのであ 「左様 " 被心得候様 」 とは、風干終了後はこれまでのように全く自由というわけにはいかないとの意を含むのであ 「左様 " 被心得候様 」 とは、風干終了後はこれまでのように全く自由というわけにはいかないとの意を含むのであ 「左様 " 被心得候様 」 とは、風干終了後はこれまでのように全く自由というわけにはいかないとの意を含むのであ 「左様 " 被心得候様 」 とは、風干を殺々相済明後日惣仕廻いたし候間、左様 " 被心得候様 " 申達候 ( 八月三日条) (『幕府書物方日記』八) (『幕府書物方日記』八)
八月三日、八月五日の風干惣仕廻を知らされる。
杉村久左衛門とのこと(『幕府書物方日記』八、人名一覧)。のは常識的な判断であろう。また信遍も公用第一のけじめを忘れることはなかった。なお「久左」は書物方同心のろうか。書物奉行としての平常業務にもどるのだから、信遍一人のために全面的に便宜をはかるのは難しいという「左様 "被心得候様」とは、風干終了後はこれまでのように全く自由というわけにはいかないとの意を含むのであ成島道筑¤久左遣し、御風干も段々相済明後日惣仕廻いたし候間、左様 " 被心得候様 " 申達候 (八月三日条)

○ 十一月七日、八日、 浦上弥五左衛門とともに紅葉山文庫の類書・雑品の書物を一覧する。

(『幕府書物方日記』八)

今日、弥五左衛門・道筑、御蔵¤被相越、雑品之類一覧被致、左之御書物御殿¤持参可有之由被申聞候間、左候
(『幕府書物方日記』八)
○ 十一月九日、浦上弥五左衛門とともに紅葉山文庫より「尋到源頭」以下十四点を御殿へ借り出す。
信遍の文事仲間の一人である。
八日も弥五左衛門と二人で雑品の類を一覧し、七時に退出した。浦上弥五左衛門直方は吉宗近の第一方の「「「」」の「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、
見られることになるが、そもそものきっかけとなったのがこの両日の出来事だったように思われる。数年にわたる信遍と文庫の交渉の中で、連絡や手続きの不備、返却の徹底などを奉行側が強く求める場面が何回か
手続きがいい加減にな
庫側が便宜をはかってくれるだろうとの甘えが吉宗や高官達の間に生じていたのかもしれない。勿論書物奉行側が
たため、書物奉行奈佐又助もとんだ無駄足を踏まされた恰好である。信遍を使えば多少は連絡内容が不十分でも文
若年寄本多伊予守忠統の指示が閲覧予定日を欠くという不正確さで、目付の大島織部も事情を把握していなかっ
相越、類書・雑品御書物一覧、七時退出有之候。
今日罷出承候様"被申候間、御殿『罷出候得ハ、御蔵』道筑罷出候由、依之、御蔵『罷越候処、追付弥五左衛門被
伊予守殿被仰渡候由被申越候得共、何日と申義無之間、即刻御殿亞罷出、大島織部亞致対談候得共、慥亞相知候、
昨晚方御目付ゟ来書、浦上弥五左衛門・成島道筑、御書物蔵ボ可罷越間、無滞御蔵ホスヘー御書物一覧有之候様「、

以下十五点を返却する。○ 十一月十八日、御側衆土屋兵部少輔秀直に代って、「本朝通鑑」以下七点を書物奉行より受取り、「東鑑」
ろう。今回の受取役は御側衆土屋兵部少輔秀直である。この借出しも「御用之由"て」(十一月十一日条)行われたとあるから、九日分と一連の調査に使用されたのであ
(『幕府書物方日記』八)
<b>あ志一を昔り出す。</b> 〇 十一月十一日、浦上弥五左衛門とともに紅葉山文庫より「萬書統宗」「積玉全書」「博覧全書」「大明一
とある。吉宗がいかなる意図で調査を命じたかは不明。なお肥前守は御側衆の戸田肥前守政峯。「記」「焦氏類林」の十四点。うち「留青日札」「蓬窓日録」「説畧」「時物典彙」「湧潼小品」の五点は即刻返却された青日札」「蓬窓日録」「説畧」「事物紀原」「博物典彙」「博聞勝覧」「時物典彙」「湧潼小品」「増補萬宝全書」「事林広弥五左衛門と二人で調査した結果、御殿へ借り出すことになった書物は、「尋到源頭」「便民図纂」「遵生八牋」「留
差上之由申候得ハ、致左様候様 "被仰聞候。 (十一月九日条)ハ、御側衆迄私持参差上申度段申候得者、被得其意候、追付致持参、肥前守殿『御直 "差出候、伺書肥前守殿』可

(『幕府書物方日記』八)

源頭」「遵生八牋」「博物典彙」「博聞勝覧」「事林広記」「増補萬宝全書」「焦氏類林」は十一月九日に御殿へ	(『幕府書物方日記
「「「「「「」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「	<ul> <li>○ 十二月四日、紅葉山文庫を訪れ、「園太暦」「明徳記」「続太平記」を吉宗に差し上げるべく借り出し、したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。</li> <li>○ 十二月四日、紅葉山文庫を訪れ、「園太暦」「明徳記」「続太平記」を吉宗に差し上げるべく借り出し、もしれない。もっとも確証はない。</li> <li>○ 十二月四日、紅葉山文庫を訪れ、「園太暦」「明徳記」「続太平記」を吉宗に差し上げるべく借り出し、また浦上弥五左衛門の吟味し残した書物を調査する。</li> </ul>
	ま しな九
浦上弥五左衛門と二人で書庫中の実見をすませた上で借り出し、十日以内にはおおむね戻されていることしたもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。	また浦上弥五左衛門の吟味し残した書物を調十二月四日、紅葉山文庫を訪れ、「園太暦」しれない。もっとも確証はない。
月九日借り出し分のうち即時に戻された書物があることなどを考えると、内容の詳細な検討が目的ではなく、書誌浦上弥五左衛門と二人で書庫中の実見をすませた上で借り出し、十日以内にはおおむね戻されていること、十一したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。	ま
もしれない。もっとも確証はない。 浦上弥五左衛門と二人で書庫中の実見をすませた上で借り出し、十日以内にはおおむね戻されていることはのな調査の参考図書として使用されたかと思われ、和漢書の収集と校合の作業に供されたと推測することはそうた日前しと一人で書庫中の実見をすませた上で借り出し、十日以内にはおおむね戻されていることしたもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。	
<ul> <li>(『幕府書物方日記』八)</li> <li>(『幕府書物方日記』八)</li> <li>(『幕府書物方日記』八)</li> <li>(『幕府書物方日記』八)</li> <li>(『幕府書物方町時に戻された書物があることなどを考えると、内容の詳細な検討が目的ではなく、書誌 りよ日借り出し分のうち即時に戻された書物があることなどを考えると、内容の詳細な検討が目的ではなく、書誌 もしれない。もっとも確証はない。</li> <li>(」十二月四日、紅葉山文庫を訪れ、「園太暦」「明徳記」「続太平記」を吉宗に差し上げるべく借り出し、 もしれない。もっとも確証はない。</li> <li>(」「「「」」」」)</li> </ul>	
<ul> <li>したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。</li> <li>したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。</li> <li>したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。</li> </ul>	物奉行のもとに届いていたので、日に戸田肥前守から、「明四日、
<ul> <li>したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。</li> <li>道筑罷出、左之御書物(「園太暦」以下―引用者注)差上候様"出し置候、其外先達而浦上弥五左衛門被参候節のな調査の参考図書として使用されたかと思われ、和漢書の収集と校合の作業に供されたと推測することは可能からを回は前日に戸田肥前守から、「明四日、御用"而道筑御書物蔵=罷越候"付、四時前罷出候様"」と、日時を明記した来書が書物奉行のもとに届いていたので、行き違いはなかった。</li> <li>したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。</li> </ul>	道筑罷出、左之御書物(「園太暦」以下―引用者注)差上候様"出し置候、其外先達而浦上弥五左衛門被4た来書が書物奉行のもとに届いていたので、行き違いはなかった。今回は前日に戸田肥前守から、「明四日、御用"而道筑御書物蔵#罷越候"付、四時前罷出候様"」と、日時を1

しつる、しうねきいと心ぐるしくや
はれいま一たびのと、はなうちかみ、むせかへりて、またもつかへまつらんことをのみ今はのきはにも聞えか
そいて、何くれときこえかはし侍るにも、そのおほやけのことをのみこそくりごとにはものしはべりつれ。あにもすぎては、年の矢のゐるごとくなる、すゞろにうちおどろかれつ。されは、あつしかりけるきはまでつと
きをかせ給へるとなん。はらからなるもの、なくなり侍りしより、あすか川ながれてはやきとしなみ一めぐり
露電に身をやどしてあまつ空のはてしなき事どもおもひをくらんも、仏の御をしへにはいとつみふかくなどと
露のあと
掲げるに及ばなかったので、読解の要点を注記しつつ、ここに改めて全文を紹介する。
月二十一日没、十七歳)に信遍が立ち会った可能性を指摘しておいた。御参照いただきたい。ただ旧稿では全文を「露のあと」については、既に「年譜稿」②―六八に一部を引用し、養父成島信好の嫡男信近の臨終(宝永元年六
○ この年、和文「露のあと」(『全集』巻十)を記すか。
庫現蔵本と同じ体裁にして揃いとする旨の記述があり、信遍と弥五左衛門の業務も同類かと一応推定しておきたい。
ものか。同日の次の一つ書には、「明月記」の不足分を水戸家の蔵本の写しでもって補い、補写分の表紙を紅葉山文
の調査の残りと見るべきか。二人で分担して吟味を進めたが、この種の作業では恐らく信遍の熟達に及ばなかった
十一月七日以降、弥五左衛門が一人で文庫に来て書物を吟味した旨の記事は見当らないので、信遍と同行した折

からも相応の時が流れていることを前提としている。「あつしかりけるきはまでつとそひて」が、「はらから」の枕
冒頭近く、「はらから」が亡くなって一周忌を過ぎると年月は「矢のゐるごとく」去ってゆくとの感慨は、一周忌
(私に傍点を施した)
たのみつる法のみふねのつなでなはそのよのちぎりひきなたがへそ
なはたのみをかけ参らせぬる、ひとへにかの舟びとの御ちかひにもやとて、
んかし。ぼさちの御ありさまは、世の人をわたす舟人にも譬奉れるなど、はやううけ給へりしぞかし。みしめ
跡にもほいとげたらましかば、紫の雲にむかへられてはちす葉の露の台にもみちびかれゆくゑにしともなりな
ましをいかにもしてかとをしてしがな、現在の果をみてといへれば、ありし心のゆくゑも覚束なし。なからん
がらとはせ給ふには、いかばかり苔の下にも埋木の人しれずものし侍りなん。つみふかうおもひをきつるあら
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
なるにや。しかあるよりか、ることをもから衣うらなくかこち侍かはしけり。猶しもあまのもくづかひやりす
の、なくなりしも、そこの御うへをばあなほとけとねんじまいらせつる。おもへばすくせいかなりけんよすが
ひ出べきかたなし。いでやみもとにものとひ参らせつるは廿とせあまり七とせがほどになむ。はらからなるも
なと、朝夕にねんじおるにも、されるものはうとく、きたるものはしたしきなん日にまし、よのさまなればい
わか葉の竹のはやうよりみやづかへにもうのぼせてしがな、もの、ふの弓矢の道をも見もし聞ならはしてしが
しものも、いまぞ十あまり一とせになりぬ。よ、とけだかくなりもてゆき侍るま、に、その御かたにつきても
たりにみる心地のみし侍り。かばかりすみはてぬ世にはかなきわざなるや。しかあればあらがひてやしなへり
やかして、滄河のふかく、すみの高き恵のかたはしをだにむくひてんなど、おもひ入たるさま、いまもまのあ
のことをなんうらなくねんじわびあへりて、妻といふものをだにぐせで、いかにしてか身をおこし、家をもかゞ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

頭に侍る信遍の若き日を物語るとの推測は、まず動かしがたい。その「はらから」はしきりに公務を気にし、「また
もつかへまつらん」ことばかりを願ったというが、父信好の実子信近は、部屋住のままで表坊主として出仕したこ
とがあり(『諸家系譜』)、病に倒れはしても職場復帰を思わぬ日はなかったであろうから、信近のこととして間違い
あるまい。私的には、「たらちねのおやのことをなんうらなくねんじわびあへりて」とあるから、親に先立つ不孝を
嘆じたのだろうし、「妻といふものをだにぐせで」は十七歳の未婚の死に吻合する。問題は、やはり旧稿でも未解決
であった「あらがひてやしなへりしものも、いまぞ十あまり一とせになりぬ」とあるのが和鼎を指すのか否かとい
う点である。その後に宮仕えを願い、武士の素養を身につけさせようという親としての思いが語られるから、和鼎
と見てよさそうではあるが、「あらがひて」という語がなぜここの文脈に必要なのかが結局判らない。「みもとにも
のとひ参らせつるは廿とせあまり七とせがほどになむ」を、旧稿では信遍二十七歳の正徳五年に養父信好が没した
ことを指すと考え、「みもと」を「仏の御前」と解した。しかし「ものとひ参らせつる」を「仏の御前に参る=死ぬ」
と捉えるのは無理かもしれない。このあとに「かのはかなく消にし露の草のはらをも跡ながらとはせ給ふには」と
あるところを見ると、この文章は養父信好・義兄信近の眠る成島家の菩提寺本法寺の住持に寄せたものかもしれず、
信近が臨終に際して「あなほとけとねんじまいらせ」た「そこの御うへ」を同じ住持を指すと見れば、この部分の
文脈は通じる。「みもと」は住持であり、住持をたずねて会うのが「ものとひ参らせつる」なのではなかろうか。不
可解な言辞の多い文章でまだ十全に読み解けたとはいい難いが、現時点での試案として呈示しておく。

とは推測した通りである(「年譜稿」⑤七四~七五)。また、十六年九月四日には、文庫の重複本を田安宗武・一橋
せ事項を定めている。そこに信遍借用中の「十三経」の下賜を円滑に進めるための吉宗の配慮が働いたであろうこ
二点の書物が借り出された翌年の享保十三年、紅葉山文庫では二部以上所蔵される書物の扱いに関する申し合わ
其外道筑『主計面談申候委細、略之候。(十月二十二日条)
且又、右御書物ハ、二通りツ、差置可然奉存候"付、其儘相残シ候段、書付を以、土岐左兵衛殿¤主計申達之候、
成島道筑返上之李空同集等二部之御書物、此度見合候得ハ、御文庫 "相残り候御書物と少ツ、入違ひ候義も有之、
(『幕府書物方日記』九)
శ్
○ 十月二十二日、紅葉山文庫に返却した「李滄溟集」「李空同詩集」につき、書物奉行堆橋主計と面談す
きたい。「弇州山人四部稿」の返却は享保十八年にまでずれ込むことになる。
掲出した二点に 「弇州山人四部稿」 を加えた三点を拝借した経緯については、 「年譜稿」 ⑤―七二を御参照いただ
(『幕府書物方日記』九)
「李空同詩集」を返却する。
○ 九月一日、土屋兵部少輔秀直を介して、享保十二年十一月十五日に紅葉山文庫より拝借した「李滄溟集」

千秋」(『蘭亭先生詩集』巻五「島帰徳芙蓉楼落成」)と、学問遊興一体の場の完成を祝している。
周を書籍で固められた楼上での雅宴にすこぶる心ひかれた模様である。高野蘭亭も、「把酒南溟揺萬里、閲書東壁照
編巻三「暮春集錦江芙蓉楼得心字」)のような情景が幾度となく繰り広げられたに相違ない。好学の「知己」は、四
芙蓉倚百尋、高山知己色、白雪主人心、渚日雖難晩、江春奈易陰、猶憐兼石室、坐探秘書深」(『南郭先生文集』二
執るにふさわしい時と場を得ることになる。いきおい知友を招いての詩会の席となる機会も多かった。「楼上開琴酒、
なり」(原漢文)と記す。これ以後信遍の代表的な別号「芙蓉道人」が登場し、万巻の書を擁し、富士に対して筆を
十三年、尋いで二十一史を賜る。乃ち蔵書庫を建て、号けて芙蓉楼と曰ふ。其の正面に芙蓉の雪嶺を彷彿とすれは
月に重複分の払い下げが決してからの下賜だったかもしれない。入江南溟の「伝」にも「同(享保――引用者注)
「賜書千余巻」は拝領した「十三経注疏」や「二十一史」が主なものであろう。ただし、「二十一史」の方は、九
所云々。(原漢文)
秀づればなり。楼何に由て起つ。蓋し家に賜書千余巻有り。帷房側湢の地に辱れんことを恐る。此れ楼の起つ
蓉の軒に当るに取るなり。芙蓉相距ること実に三百余里。而るに坐して三峰の雪を挹るは、其の高くして且つ
辛亥の冬、余一小楼を江上に架し、之を顔して芙蓉と曰ふ。以て蔵書の所と為す。芙蓉の名何に取る。諸を芙
(『先哲叢談』所引「芙蓉楼記」)

○ 冬、芙蓉楼を建てる。

37

•

も出生を祝すにとどめる。	が叙し及ぶ時に改めて検討することになる。今はさして遠くもないゆきの逝去を視野の片隅に入れつつ、ともかく	この前後、三人の娘は相ついで死に、信遍晩年の成島家には悲愁の色が濃く漂う。それは各々の運命の日に年譜稿	に続くのは若くして世を去った愛娘に寄せる愛惜の念が痛々しいほど塗り籠められた、まさに慟哭の文章である。	と、いきなり彼女の生のいかにも早い終着点が提示され、その無機的な行文に一瞬たじろがざるを得ないが、それ	松平忠昆が妻は信遍が女なり。宝暦六年の秋七月廿一日卒す。年廿六歳也。	「ゆき女の行状」は宝暦六年秋に書かれたゆきの追悼文である。冒頭に	幼児の段階で相ついで没したらしい。三女のゆきが事実上長女のようなものだった。	だ「早世」とあるのみで、一切の事跡を明らかにしない。和鼎とてまだ十二歳にしかなっておらず、二人の娘は乳	娘五人を産むのは利定の次女、即ち後妻として入った先妻の妹であった。しかし長女と次女は『諸家系譜』にはた	信遍には娘が五人あった。 嫡男和鼎を産んだ妻、 細川采女正家来乾五郎兵衛利定女はこの時すでに死去しており、	
	ともかく	に年譜稿	である。	が、それ				の娘は乳	しにはた	しており、	

○ この年、三女ゆき出生。

(『全集』巻十所収「ゆき女の行状」)

享保十七年	壬子 一七三二 四十四歳
○ 正月十七日、	<b>- 払下げの紅葉山文庫旧蔵書物の代金取り集めにつき、書物奉行へ書状出す。</b>
	(『幕府書物方日記』九)
こ、右之代金取集成島道筑ゟ来書、	右之代金取集メ被遣候"付入用由、(正月十七日条)」(正月十七日条)の道筑ゟ来書、先比土岐左兵衛佐殿御頼候而御払御書物共被差出候ハ何々と申事、奥相廻り候分書付遣之様
昨年九月に決定	昨年九月に決定した重複本の払下げに対し、書籍を所望する奥務の幕臣は多かった。「御払"成候御書物奥之衆望
渡」(同十一月廿)	渡」(同十一月廿日条)とあるごとく。御小性の土岐朝直、御小納戸の大島以興、西丸奥医師の長尾伯濬の三人は書
付で確認をとるほ	付で確認をとるほどに希望点数が多かったと見られる。このうち大島・長尾の二人は、享保十七年四月の曲水宴に
信遍とともに参加	信遍とともに参加し、各々歌と詩を詠じている。吉宗周辺の奥務の間に、詩歌を詠じ書物を愛する風が漸く定着し
つつある。信遍の	の厖大な賜書がこの気運の醸成に一役買ったのは確かであろう。
さて掲出の一条	条は、信遍が土岐左兵衛朝直に払い下げた書物の細目を知らせるよう書物奉行に求めたもの。その
理由は払い下げの	い下げの代金徴収に必要だからという。信遍は奥務の幕臣の払い下げ書籍代の取り集めを受け持っていた
ことになる。学問	回の質と量にかけては奥務の誰にも引けを取らぬ信遍も、身分的には奥坊主、書籍代の集金のごと
き雑用もこなさな	き雑用もこなさなければならなかった。

この日、吉宗周辺と文庫は、異例の閲覧申込みの連絡で大そうあわただし令広義」を借り出す。	2字已一「陸鹿貢書一「開監頁(四一「兑സ一」2字10日(陸鹿貢書)」の元生で介して信運に注ぐれたのに	奥坊Eりモチと下して言量に送ってごりす、た上で、この年二月二日に引き取らせている。	申候、道筑罷出候ハ、相届ケ可申由。(二月サ道筑相調候御払御書物代銀之つり并清兵衛請取壹通・道筑ゟ参候目録壹冊、右之通、奥坊主衆元与
	この日、吉宗周辺と文庫は、異例の閲覧申込みの連絡で大そうあわただし令広義」を借り出す。	わただしい動きを見せた。	みただしい動きを見せた。 「亭記」「潜確類書」「淵鑑類函」「説郛」「 「幕府書物方日記』九
<b>二月二十七日、急こ江廃山又車の書審切覧を申し入し、「南手己」「替催頂書」「鼎監頂函」「兑や」」の幕臣達の分を集金して支払った釣りと唐本屋清兵衛の舗取が、奥坊主の元与を介して信遍に送られたのは、ケ置申候、道筑罷出候ハ、相届ケ可申由。</b> (二月廿日条 が置申候、道筑罷出候ハ、相届ケ可申由。 (二月廿日条	まち三つこチャトン c 言題こをっしこつよ、た上で、この年二月二日に引き取らせている。(二月廿日条壹冊、右之通、奥坊主衆元与ヲ頼	右之通、	
安坊主の元与を介して信遍に送られたのは、 「幕府書物方日記』九 (『幕府書物方日記』九 (『幕府書物方日記』九	なち こう こう たい い言 ब に きっし こうよい たいき 回じ こう たい たい この 年二月二日に 引き 取らせている。 (二月廿日条)(二月廿日条)(『幕府書物方日記』九(『幕府書物方日記』九	右之通、 『幕	府書物方日記』

41 を命ぜられたのは、正確には二十八日ではなく、二十七日以前であったろう。二十七日の文庫調査は吉宗の指示を吉宗の古式復興の一として曲水宴が挙げられるが、その儀式の考証を信遍は命ぜられたわけである。ただし調査享保十七*年二月廿八日、曲水宴儀注被仰付。 (『諸家系譜』)	41
(『諸家系譜』)	
○ 二月二十八日、曲水宴儀注を仰せ付けられる。	
他ならぬ五点の内容から自ずと知れる。これは次項とも関わるのでそちらに譲って検討する。「蘭亭記」以外の叢書の中の一冊すつを特定している点からも夠える「そして信遇た有をす努し」? としナナレ	
「蘭亭記」以下の五点が漠然とした調査を目的とはせず、かなり限定された対象を想定して借り出されたことは、「冊(七冊E)を借り出した。 賃しとしる 雪子 レットイン・シュー	
1m(こmm)を借)出した。貧し出しの書寸は翌日寸で出ている。「m(こmm)を、「潜確類書」一冊(四冊目)、「淵鑑類函」一冊(十七之十九)、「説郛」一冊(百十四)、「月令広義」	
し出が吉宗の意向によるのは間違いなく、吉宗の発案も至極場当り的にさえ見える。信遍は書庫で書物を吟味し、	
守政峯からも手紙で同趣旨を知らされ、また直接会って了承の旨を信遍に伝えるよう促されている。突然の閲覧申	
同役の奈佐又助から信遍の手紙を受け取った水原次郎右衛門は、信遍の文庫閲覧を知ったが、御側衆の戸田肥前	
道筑"申達候、(後略) (二月廿七日条)	
ハ、道筑御蔵¤罷出候、其元ゟ御申達無之候ハ、出間敷候間、御殿¤罷出道筑 "其段申達候様 "被仰聞、御殿¤出、	
仰越、御蔵ゟ御請仕候処"、御宝蔵御門前"而肥前守殿御待、御呼被成候"付、早速罷出候得ハ、肥前殿被仰聞候	

(これも信遍に乞て正しく言)四節言詞和部所何孟		録」に、	不可能と相成った。では実際にはいつ行われたか。ところがこの日時の確定そのものが一筋縄ではいかない。	曲水宴は三月上巳の日に行うのが古例に叶う。しかし吉宗主催のこの宴は天候不順に見舞われて三月中の挙行は	○ 四月上旬、曲水宴挙行(推定)。詩を献じ、和文「曲水宴私記」(『全集』巻一)を記す。	宴の実施について、やや長くなるが考証しておきたい。	ただし、その実施までには曲折があり、伝存する資料では具体像が容易に知れ難いところもあった。以下、曲-	生した事実を証する端的な例として評価すべきである。	作活動を続け、まとまった詠草を残す者も現われる。江戸冷泉門の最上層の、しかも初期の歌人が吉宗周辺から簇	詩を献じ、和文の私記を記した信遍の働きは大きかった。また和歌を詠じた近臣の多くは冷泉家の門人としても詠	曲水宴は、詩歌の献詠も伴う、吉宗周辺の幕臣文化圏の最初の文化行事と言ってよい。その中で儀式を考証し、	は後世の記録の持つありふれた誤認であろうか。	である。『諸家系譜』の二十八日説は、調査結果の報告の日をもって受命の日と捉えているのかもしれない。あるい	受けて成されたと見られるし、信遍の借り出した「蘭亭記」以下すべて曲水宴の考証の参考文献と断じてよいから
に乞て正しく筆し	御本を以て御考、		12	て三月中の挙行は	<b>%</b>				が吉宗周辺から篏	の門人としても詠	で儀式を考証し、		しれない。ある	と断じてよいか

(「道筑略譜」)
四月六日御宴之節詩歌記文差上候。
(『諸家譜』)
十七年二月曲水宴儀注の事をうけたまはり、四月六日御宴あるのとき、詩歌をよび記文をうけたまはる。
(『諸家系譜』)
四月六日御宴之節詩歌并記文差上申候。
各資料を掲げれば次の通り。
一方の六日説は、『諸家系譜』・『諸家譜』「道筑略譜」など、成島家の先祖書に基づく資料が提示している。順に
とあるのが挙げられる。
弥五左衛門直方(小納戸)書て奉る。信遍はさらにかなの記をかきて進らせたり。その草稿は今も家に存せり。
言の古躰をつくりて奉る。ことはて、みな御前に召て禄多く賜はり、各歓をつくして退きぬ。けふの序は浦上
和漢の才人各御庭の池辺に座を設け、觴を流し、各詩歌を賦す。信遍は別の仰ごとをうけてこの座に列し、七
意行、小堀土佐守政方、菅沼主膳正正定、伊丹三郎右衛門直賢、大島雲平以興、大久保源次郎忠喬をはじめ、
月三日その事行はるべかりしに、雨にさはりて同じき四月二日遂にとげ行はる。巨勢大和守利啓、田沼主殿頭
られ、そがうへにも御みづからの盛慮もて、古今を斟酌し給ひ、遂に一時のをきてを定められ、享保十七年三
との御事にて、成島道筑信遍に仰ありて、中右記等をはじめ、和漢の書の中より、古例あまねくさぐりもとめ
なにごとも継絶興廃のことまつりごち給ふあまり、公武ともに久しく絶たりし曲水の宴を、一度をこし給はむ
とあり、『実紀』附録巻十六に、
たる一巻、政武家蔵せしむ――以上割注)

「六日」と「二日」のいずれが事実か、この段階では何とも言えない。どちらかがもう一方の文字を誤ったとす
れば、「六」を「二」と誤る方が可能性は高いだろう。しかし、事はどうやら「二」と「六」相互の書写上の問題に
起因するのではないらしい。
二日説の資料がいずれも言及した信遍の「曲水宴私記」という和文がある。これと「曲水宴詩歌」の冒頭に置か
れた浦景久(『実紀』附録巻十六の記事、内閣文庫本「曲水宴詩歌」〈『文政十年御大礼之記』 所収〉の作者名寄に「序
御小納戸 浦上弥五左衛門 景久」とあること、『全集』巻一所収「曲水宴序」末の「浦景久謹上」の傍注に「浦上
弥五右ヱ門」とあるのが「弥五左ヱ門」の誤りと見なされることなどから、信遍と紅葉山文庫を共同で調査した浦
上弥五左衛門直方と同一人物と思われる)の漢文序とが、曲水宴の実態を考える上で第一の根本資料となるはずで
ある。ところが景久の序は、「玄黓困敦載暮春之季、賜宴殿前曲水之上」と始まり、「享保十七年季春日=:浦景久謹上」
と締め括られている。つまりこの序は三月中に曲水宴が催されるのを前提に撰文されていることになる。四月に入
っての実施に際し、景久の序は既に出来上がっていたわけである。あるいはこれと同様のことが信遍の「曲水宴私
記」にもあてはまるかもしれない。腹稿として準備されたものであれば、そこに盛られた情報には注意を払う必要
がある。
ともあれ、『全集』巻一所収本により、「曲水宴私記」を掲げる。なお「曲水宴私記」は松浦静山『甲子夜話続篇』
巻五十四(平凡社刊東洋文庫『甲子夜話続篇』5、四~六頁)や内閣文庫蔵の宮崎成身『視聴草』初集之四(汲古
書院刊『視聴草』第一巻一六一~一六二頁)などにも収められ、既に活字化・影印化もなされており、重複の嫌い
もあるが、本文の出入りが三者相互にかなり見出せるので、『全集』本を底本に『甲子夜話』本(「甲」と略)・『視
聴草』本(「視」と略)との異同を注形式で補う。ただし細かい表記の違いは無視し、言葉としての相違・有無のみ
を問題とした。また「甲」「視」の間で本質的な異同のない場合、掲出する字句は「甲」をもって代表させた。

水上へかぜの吹かへすさま、うつしゑなどのやうにてめもあやなり。盃の数は百ばかりにや、御恵のかたじけ	露をふくみてつやゝかなるがうかぶ。又になくうつくし。一ふさながらのは風にふかれ汀にたゞよひ、あるはさまなり、おりしせ望のたくしのす。『	、まな)。うり、うまりかくしりちらしこ寸雨さとふりて、一とをり過るに、きよらかなる泉にながる、花の、らん。人々のどやかになみ居たれど、水どりの下やすからぬこ、ろあはつけきものから、さすがにのどめたる	かたはらにすゞりふんでふみのれうのものにすゑたり。さかづき流おはるほど、一ときをみつがひとつにもあ	はみきをた、へず。これなんそのはじめといふのしるべなるべし。人々御題をひらきて見る。はじめより座のにたる足たる。 みたる マースにおく いさすれんこう ク・ティーティー ディー・ディー・ディー・ディー・	いたまたら、**になったらかにあるべきのa叩ごととつこふ。水上よりそかづきをながす。ふたつみつがほどり思ふ。ひるますぐるほど、ひつじのさかりに御まへにして題たんゐんたぶ。うたもしかなり。そのつきく~	◎ ◎ ◎	してよと仰ごとありしとや。か、ることにもこまやかなる御めぐみのなみかけまくもかしこしや。なべてすた	おはしますべかめるを、雨にさへられてなん、この比にうつりぬ。やうく〜はやあつまりぬべし。昼のほど過	明の朝臣(稲葉越中守―傍注)うけ給はり、そのしゆらいあり。此えん、弥生のはじめ桃花のさかりに給はせ	たれかれなど、かねてめしさだめらる。ながれのかなたこなたにわらうださしすゑつ。かうやうの事ども、茂	木陰をとりて、りうしやうのたよりにしつらはせらる。さぶらふ人々の中にて、からのやまとのすきものども	てに、猶高きにうつるこゑもさながらけふをまちがほなり。みいけのかみより流をめぐらし、物のへだてたる	咲のこりたり。南よりかほれる風もよ、と吹たちぬるが、中島の木々にしらべあはせて、花になく鶯かへりが	ころは月にをくる、春のなごり一二日のほどなりけり。よその桜は散にたれど、おまへの梢は青葉まじりに所々	曲水宴私記
なり。盃の数は百ばかりにや、御恵のかたじけ	さながらのは風にふかれ汀にたゞよひ、あるは	とをり過るに、きよらかなる泉にながる、花の、、ろあはつけきものから、さすがにのどめたる	き流おはるほど、一ときをみつがひとつにもあ	し。人々御題をひらきて見る。はじめより座のフー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	kとよりきかづきをながす。ふたつみつがほどたんゐんたぶ。うたもしかなり、そのつき(く)	いたらぬくまなくたづねおこさせ給ふ御こ、ろばへなるべしと、みな人かしこま	ぐみのなみかけまくもかしこしや。なべてすた	ぬ。やうく、はやあつまりぬべし。昼のほど過	・ 此えん、弥生のはじめ桃花のさかりに給はせ	にわらうださしすゑつ。かうやうの事ども、茂	ふ人々の中にて、からのやまとのすきものども	いけのかみより流をめぐらし、物のへだてたる	の木々にしらべあはせて、花になく鶯かへりが	。 は 散にたれど、 おまへの 梢は 青葉まじりに所々 。	2

	出たる桜が枝を、此日ごろ嵐をよき人にもひめ置て、けふしもひとしれずながしつるとなん。 た(助右ヱ門清武―傍注)といへるが水上にありて、からやまとの風情をそへなんとものしけるが、さス	となんひとりごたれぬ。まことやけふの御宴に花のなみた、まくおしきまで見え侍りしを、人にとへば、折にあふあめも恵の色そへて花の波まにめぐるさかづき	くむやけふ世々をへだてし跡とめて霞をながす波の盃	ろくたまひ、はたみき給はりて、みな人ゑひのうちにまかでけり。わが国ぶりのさすがにうらやまれて侍る・	もやまとのをもとり〳〵みな書つく。さうのま、にて御前にさしをき、ぬかづきてすこししぞきぬ。をの	はにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。はやさかづきながれをはりて侍るまゝに、かはにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。はやさかづきながれをはりて侍るまゝに、か	ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、	なさけめきてゆうなりし。この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられ	盃とらんれうにとてわかきすきもの、かたはらになみゐたるに、けしきばみてかはらけさ、れたる、まこ	がれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつ	なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、
出たる桜が枝を、此日ごろ嵐をよき人にもひめ置て、けふしもひとしれずながしつるとなん。 出たる桜が枝を、此日ごろ嵐をよき人にもひめ置て、けふしもひとしれずながしつるとなん。 おおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつれ。 なさけめきてゆうなりし。この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられしか ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ある はにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。はやさかづきながれをはりて侍るま、に、からの はにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。はやさかづきながれをはりて侍るま、に、からの はにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。。 たちてたううぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられしか ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ある はたるとりんくみな書つく。さうのま、にて御前にさしをき、ぬかづきてすこししぞきぬ。をのく、 ろくたまひ、はたみき給はりて、みな人ゑひのうちにまかでけり。わが国ぶりのさすがにうらやまれて侍るま、、 くむやけふ世々をへだてし跡とめて霞をながす波の盃 折にあふあめも恵の色そへて花の波まにめぐるさかづき たくいちょうした。した。ことゆけふの御宴に花のなみた、まくおしきまで見え侍りしを、人にとへば、やぶ たくいちょうのま、ことやけふの御宴に花のなみた、まくおしきまで見え侍りしを、人にとへば、やぶ たくいちょうの。 なんひとりごたれぬ。まことやけふの御宴に花のなみた、まくおしきまで見え侍りしを、人にとへば、やぶ たくいちょうかが上にありて、からやまとの風情をそへなんとものしけるが、さるは咲	となんひとりごたれぬ。まことやけふの御宴に花のなみた、まくおしきまで見え侍りしを、人にとへば、なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさうも。	なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。「「にすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、くむやけふ世々をへだてし跡とめて霞をながす波の盃 くむやけふ世々をへだてし跡とめて霞をながす波の盃	ろくたまひ、はたみき給はりて、みな人ゑひのうちにまかでけり。わが国ぶりのさすがにうらやまれて侍る. なさけめきてゆうなりし。 この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられば、 しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ば、 しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ばにくめるも有ぬべし。 いづれにものぐるほしきわざなり。 はやさかづきながれをはりて侍るま、に、 かんおけめきてゆうなりし。 この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。 それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。 それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつなさけかまとひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。 げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	もやまとのをもとりぐくみな書つく。さうのま、にて御前にさしをき、ぬかづきてすこししぞきぬ。を何ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ばれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつなきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	はにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。はやさかづきながれをすりて寺るま、こ、かば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、盃とらんれうにとてわかきすきもの、かたはらになみゐたるに、けしきばみてかはらけさ、れたる、まっなさけめきてゆうなりし。この日をのればもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつのたまとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、、からうたをも唐ぶりにずじ出したるを、みな人ゑみの、しり、なさけめきてゆうなりし。この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられ盃とらんれうにとてわかきすきもの、かたはらになみゐたるに、けしきばみてかはらけさ、れたる、まれがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつなきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	なさけめきてゆうなりし。この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられ盃とらんれうにとてわかきすきもの、かたはらになみゐたるに、けしきばみてかはらけさ、れたる、まれがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつなきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	孟とらんれうにとてわかきすきもの、かたはらになみゐたるに、けしきばみてかはらけさ、れたる、またがれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつなきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	がれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつなきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、	

1 「ひとひ二日」(甲・視)

- 3 2 「おほん前」(甲・視)
- 「青葉まじりの色をのこし」(視)
- 「みんなみ」(甲)「みんなみの空」(視)

23	22	21)	20	19	18	17	16	15	14	(13)	12	(1)	10	9	8	$\bigcirc$	6	5
「したはせ」(視)	「すたれにし」(甲・視)	「なんありつるよし」(甲・視)	「しほの昼まを」(甲・視)	「うつりぬ」の次に「日かげもややあつかりぬべし」の一文あり(甲・視)	「桃李」(甲・視)	「うけ給はりて」(甲・視)	「越中のかみ茂明」(甲・視)	「たり」(甲・視)	「水のうらうへ」(甲・視)	ナシ(甲・視)	ナシ(甲・視)	「給ふ」(甲・視)	「物ふかき」(甲・視)	ナシ(甲・視)	「なをかへりがてにして」(甲・視)	「あひてさながら唐琴に吹物そへたらんばかりきこゆ」(甲・視)	「草木」(視)	「ほどこそあれ」(甲・視)

12)	<b>(41)</b>	40	39	38	37)	36	35	34)	33	32	31)	30	29	28	27)	26	25	24)
ナシ(視)	「に」 (甲) 「に」 (視)	ナシ(甲・視)	「流れいづる花ども」(甲・視)	「きよら」(甲・視)	「一とをり、さとうちしたるが」(甲・視)	「なるべし」(甲・視)	「ありなん」(甲・視)	「杯の流れ畢るほどは」(甲・視)	「れうの調度」(甲・視)	「かたへ」(甲・視)	「その始」(甲・視)	「よむ」 (甲・視)	「ぞはじめといふのしるし」(甲・視)	「すゝみてわらうだにつく。とばかりありて」(甲・視)	「探韻なんど」(甲)	「て」(甲・視)	「ひつじのときばかりに」(甲・視)	「など」(甲・視)

61	60	59	58	57	56	55	54)	53	52	51	50	49	<b>48</b>	(47)	<b>(46)</b>	45	<b>44</b>	43
ナシ(甲・視)	「げにもげにも」(甲・視)	「杯をとりてけしきばみ」(甲・視)	「かたへに侍しが」(甲・視)	ナシ(甲・視)	ナシ(甲・視)	「し」(甲・視)	ナシ(甲・視)	「もとゆき朝臣」の上に「とのもりのかみ」あり(甲・視)	ナシ(甲・視)	「ぬべし」(甲・視)	「とりあへ」の上に「盃」あり(甲・視)	ナシ(甲・視)	「し」(甲)	ナシ(視)	「なきもしつべき」(甲)「なれもしつへき」(視)	ナシ (甲)	「うつしゑ」の上に「さながら」あり(甲・視)	「にふきかへさるゝ」(甲・視)

79 78 1 (76)75 74) 73 (72)71 69 68  $\overline{0}$ 67 66 65 64 63 62 注記「藪田助右衛門佳武」(甲)注記ナシ(視) ナシ(視) 「とへば」の下に「それなん」あり(甲・視) 「侍るなむと、ものしつるなり」 (甲・視) 「人の」(甲・視) 「て侍る」(甲・視) 「さても」 (甲・視) 「よ、とえひてまかでぬ」 (甲・視) 「唐のをもやまとのをも、みな人かきつけぬるほどに、杯流れおはりてことはてぬ」(甲)「唐のをもやま 「唐のやまと」(甲・視) 「はた」(甲・視) 「の、しり」の下に「しのびあへぬさまなり」あり(甲・視) 「て」 (甲・視) 「べき」の下に「よし」あり(甲・視) 「になん」(甲・視) 「其国」(甲・視) 「給はりて」(甲・視) 「やひとり」(甲・視) とのをもみな人かきつけぬるほとに杯をくれてことはてぬ」(視)

80	「さてこそ」(甲・視)
81)	「此頃」(甲)ナシ(視)
82	「覆ひ」(視)
83	ナシ (視)
84	「ながし」の上に「水上より」あり(甲・視)
本 文	本文の系統でいえば、「甲」本と「視」本との親近の度は著しい。「甲」本は、静山の入手した誤写だらけの写本
自たら頭の	<b>重こう軍義がある。「見」はり且には司誓り手こなるおからしてず、両者りは文が丘以するりは当然からしてない。に信遍の曽孫成島司直が校正を加えて返したという経緯を持つ。そして宮崎成身は林述斎の下で働く幕臣として司</b>
もっとも	もっともそれぞれ独自の本文を持つ箇所もある。例えば校異⑱の「よき」が「視」本のみ「覆ひ」とあることで、
底本も	底本も「甲」本も意味不明であった箇所が通じるなど、校合による本文批判でさらに正確な解読をもたらす場合が
ある。	
それけ	それはともかく、「甲」・「視」本と底本の異同は、もはや書写過程での誤写云々の水準で説明できるものではない。
先後関位	先後関係は容易に決し難いが、数度の推敲の段階をその時々に反映させた本文のうち二系統が伝存するというとこ
ろか。時と場、	<b>?と場、そして人物に関しては根本的な差違はないので、以下の記述は『全集』本に従い、必要に応じて他</b>
二本を奏	二本を参照しつつ進める。
まず举	まず挙行の日について、「曲水宴私記」は、「此えん、弥生のはじめ桃花のさかりに給はせおはしますべかめるを、
雨にさく	雨にさへられてなん、この比にうつりぬ」と、当初の予定が三月初であった旨を明かす。『実紀』附録にある「三月

日記云、(成島氏家記抄出)
水宴の考証に不可欠の資料なので、本文に引き続き掲出する。「甲」本の記事を括弧に入れて下に続けた。
あたりが曽祖父の遺稿整理の際に家記を参照しつつ書き込んだものと見てよい。『全集』本では「日記」とする。曲
本にも若干字句の相違はあるが同趣旨の付記が備わり、こちらには「成島氏家記抄出」と明示してあるので、司直
ところで、『全集』本「曲水宴私記」の末尾には、一連の曲水宴関連行事を日を追って記した書き入れがある。「甲」
説の補強材料にはなり得ていないのである。
あり、景久序と合わせ、曲水宴に関する客観的資料としての信憑性にいささかの陰りが生じている。二日説・六日
がしっかり書き込まれてもいる。こればかりは予想記事では書けない。「曲水宴私記」にはこのような矛盾と疑問が
たが、天候の関係か何かで何日と決定するには至らなかったとは考えられないか。しかし一方では、当日のむら雨
が浦景久の序のごとく事前に準備されつつあるとき、吉宗周辺では予定の一月遅れの四月初に実施する計画があっ
勿論和文らしい朧化表現の一つと割り切ればすむことかもしれないが、やはり不自然さは否めない。「曲水宴私記」
が判らない。もし「曲水宴私記」が当日の実景をもとに書き上げられたのなら、曖昧な日時設定を必要とはすまい。
のも可能かもしれない。いずれにしても、肝腎の実施日が「一二日のほど」となぜぼかされなければならないのか
一、二日」、即ち四月一、二日となるが、「春を残すことあと一、二日」の意にとって四月十一、十二日を想定する
のほど」は、他二本では「ひとひ二日」とあるから「一、二日」の意。素直にとれば「四月にとり残された暮春の
り」は通常暮春を詠う和歌に用いられるので立夏間近の頃をいう。この年享保十七年、立夏は四月十三日。「一二日
二日のほど」である。「月にをくる、」は、月はかわってもまだ春のままということであろうから四月、「春のなご
である。それでは「この比」を信遍は具体的に何といっているか。即ち冒頭の「ころは月にをくる、春のなごり一
三日」はまず事実として認定できるだろう。曲水宴が三月上巳の日から三日に移されるのは古例でも見られること

-七日(第一回習礼) (「押営日次記」) ※「柳営日次記」ほとんど同文、『柳営日録』に吹上御成の記事なし。 「一四日(第二回習礼) 二一四日(第二回習礼) 二一四日(第二回習礼) 「柳営日次記」同文、『柳営日録』に同日の記事なし。なお、二十六日には「於聖堂釈菜有之」(「壬子享保録」) ※「柳営日次記」同文、『柳営日録』に同日の記事なし。なお、二十六日には「於聖堂釈菜有之」(「壬子享 保録」) とあり、『柳営日次記」も同趣旨の文を載せ、吹上への御成の記事は見出せない。第二回習礼は 二十四日と断じてよい。 日 日 日 日 日 日 日 (『柳営日次記』) 日 日 (『柳営日次記』) 日 日 (『柳営日次記』) 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<ul> <li>・三月十七日(第一回習礼)</li> <li>・三月二十四日(第二回習礼)</li> <li>・三月二十四日(第二回習礼)</li> <li>・吹上=被為成候。御徒目付組頭</li> <li>・四月二日</li> <li>・三被為成、夫方二丸へ被為</li> <li>・四月二日</li> <li>・二十四日</li> <li>・二十四日</li></ul>
青山筋へ為御猪狩被為成。	被為成、
巳中刻還御。	四月六日 今朝吹上へ被為成、
	日被為成、
代申渡が芙蓉の間で行われ、三書とも将軍外出の記事なし。	・四月三日 ※日光御名代申渡が芙
と断じてよい。こあり、『柳営日次記』も同趣旨の文を載せ、吹上への御成の記事は見出せない。第二回習礼はあり、『柳営日次記』も同趣旨の文を載せ、吹上への御成の記事は見出せない。第二回習礼は次記』同文、『柳営日録』に同日の記事なし。なお、二十六日には「於聖堂釈菜有之」(『壬子享保録』)	
御徒目付組頭中山平左衛門、焼火之間゠而御引渡有之。(以下略)二回習礼)、次記』ほとんど同文、『柳営日録』に吹上御成の記事なし。代松平右京大夫参詣、吹上≞被為成、未下刻還御。回習礼)	《 侯 當 御 第 《 第 日 名 一

(『壬子享保録』) 吹上¤被為成、夫ゟ辰下刻、公青山筋¤被為御放鷹被為成。御道筋、吹上御庭御門ゟ半蔵口御門(以下略)
(『柳営日録』)
曲水宴が行われたのは、『甲子夜話』巻六(平凡社刊東洋文庫『甲子夜話』1、一〇三頁)に「徳廟御実政の、世
を利し民に沢あるは、皆人の能知る所なり。その佗好古御風流の事は知もの稀なり。吹上の御庭にて、三月曲水宴
を設られ、中秋月宴には諸臣に詩歌を命ぜらる」とある通り、江戸城内吹上御庭においてである。「曲水宴私記」の
初めに出てくる中島の描写にも窺えるところだが、習礼にしろ本番にしろ、曲水宴のある日には吉宗は吹上御庭に
出かけるはずで、それは三月中の二回の習礼では確認されるし、四月六日にも出向いている。しかし四月二日に吹
上出御の記事はなく、ここでまず四月二日説は完全に否定出来る。問題は六日。この日ばかりは三書とも掲げてみ
た。『柳営日録』には無いが、あとの二書は、まず吹上へ出、そのあと辰下刻に青山方面へ狩りに出かけている点で
共通する。これで六日説に疑問はないかに見える。しかし、辰下刻にはもう狩りをしに出ているのだから、もしこ
の日曲水宴を行うとすると、遅くとも辰下刻までには終了しておかなければならない。曲水宴としては時間が早す
ぎるのである。「曲水宴私記」によれば、詩歌の題探韻を賜ったのが「ひつじのさかり」、盃が流れ終わるのに一時
の三分の一(四十分)かかっているから、大体未の刻中には終了したと見られる。となると、辰下刻以前に吹上へ
出向いた六日の行動とは完全に矛盾してしまう。「曲水宴私記」末尾の書き入れによって補強されたかに見える六日
説にも、かくも重大な弱点があった。

(『柳営日次記』)

では、二日・六日以外の説の可能性はあるのか。『実紀』巻三十五の四月七日条に、「けふ奥の御庭にて曲水の宴
行はる」と記される七日説は成り立つのだろうか。
この七日説には有力な傍証が実は存する。曲水宴の詩作者の一人に田安宗武の御近習番であった土肥源四郎元成
がおり、現在国文学研究資料館に寄託されている田安徳川家資料の『田藩事実』巻之三、享保十七年四月七日の項
に、
同月(四月――引用者注)七日、御本丸御庭'おゐて曲水之御宴有之、御近習番土肥源四郎御用'付罷出、公方
様より海気島被下之。
と、その参加が明記されている。吉宗から拝領した海気島(縞)という具体性もあり、『田藩事実』の安定し一貫し
た記述態度も信じるに足るものである。ところが、『壬子享保録』『柳営日次記』『柳営日録』のいずれの七日条にも、
吹上出御の記述はない。
あと、『柳営日次記』に見える四月三日・五日の吹上出御も気にかかる。五日は巳中刻には既に戻っているから除
外するとして、三日は吹上に出て二丸に寄り、未刻に戻っている。四月三日は、本来の開催予定日であった三月三
日のちょうど一ケ月後、順延としては最も切りがよい。「曲水宴私記」の「月にをくる、」を、「月遅れ」の意にも
取れば、なお符合する。その上で根拠には乏しいがあえて推測を述べる。「曲水宴私記」の「一二日のほど」は「三
日のほど」の誤写とは考えられないか。かなり早い段階で「三日」→「一二日」の誤写が生じてしまい、「甲」本も
「視」本も(つまりは司直も)不用意な賢しらをして「ひとひ二日」と校訂してしまった。だからこそ実施日を「一、
二日」と朧ろに表現するような不可解な文が生まれた。こう推測に推測を重ねれば、三日説は成り立ちそうだ。あ
と、立夏前一、二日に該当する四月十一日にも吉宗は吹上へ出かけているが、この日は「午上刻」(『柳営日次記』
『壬子享保録』)にはもどっている。時間の齟齬から十一日説は成り立つまい。

最後にどうしても残	最後にどうしても残るのが、なぜ「日記」(成島氏家記抄出)で四月六日としたかという疑問である。これに今答
える用意はない。二日	える用意はない。二日説が「曲水宴私記」の「一二日のほど」を強引に「二日」ととり、六日説が「日記」の記事
に拠ったとすれば、信	信遍の「曲水宴私記」の本文と書き入れの双方によって二つの錯誤が生じたことになる。根本
資料そのものの持つ危	資料そのものの持つ危うさがもたらした皮肉な結果ともいえようか。三日説にしても決定的な証拠は乏しく、今の
ところ確定できない。	ところ確定できない。更なる資料の発掘を期し、今は「上旬」として断定を避けておきたい。
さて、「曲水宴詩歌」	さて、「曲水宴詩歌」は、その企画の出発点からも判るように、吉宗の強い意向により催された行事であり、詩歌
を献じた者は吉宗近侍	を献じた者は吉宗近侍の幕臣を中心とした顔ぶれであった。詩は八人九首、うち信遍は七言古詩と七言絶句の二首
を賦した。信遍の一座	を賦した。信遍の一座における位置の重さを思わせる。和歌は七人が二首ずつ詠じた。『全集』本の注記と内閣文庫
本の作者名寄を参照し	本の作者名寄を参照しつつ十五名の役職・氏名を左に掲げる。
詩	
御小納戸	有馬六左衛門氏久
西丸御小納戸	彦坂五郎右衛門真卿
右衛門督様御近習番	土肥源四郎元成
奥医師	今大路式部大輔親顕
奥医師	数原通玄尚白
西丸御医師	長尾分哲

奥 和 坊 主

刑部卿様御医師

成島道筑鳳卿林牛斎安処

御小納戸	巨勢大和守利啓
御小性	田沼主殿頭意行
御小性	小堀土佐守政方
御小納戸	菅沼主膳正定虎
御小納戸	伊丹三郎右衛門直賢
御小納戸	大島雲平以興
御広敷御用人	大久保源次郎忠喬
では「飛」)の韻字を 詩は有馬氏久の「同	は「飛」)の韻字を得て賦された。注目すべきは『全集』本と内閣文庫本・『視聴草』所収本との間で大幅に本文詩は有馬氏久の「同賦賜曲水宴以香字為韻応教」以下、「風」・「催」・「声」・「桃」・「高」・「池」・「微」(『全集』本
付し、参考として内閉を異にしており、しか	参考として内閣文庫本の本文を示す。内閣文庫系の本文は、すでに土肥経平『風のしがらみ』(『日本随筆大にしており、しかも『全集』本には最後の七言絶句がないことである。以下、『全集』本の本文を掲げ、訓読を
成』〔新版〕第一期10	成』〔新版〕第一期10所収)に活字化され、返点も付されているので、『視聴草』本(「視」と略)、『風のしがらみ』
本(「風」と略)との	との異同を示すにとどめた。
同前得飛字	鳴鳳卿
蓬丘淑景向春帰	蓬丘の淑景春帰に向かふ
十二楼台旭日晞	十二の楼台旭日に晞く
雲捲御簾晴色暖	雲は御簾を捲きて晴色暖かに

D 2	長忻萬邦倚寿域	微臣同献南山辞	百姓昭明順帝則	甘雨恵風寰区遍	千歳融々君子国	(記沼澄来千歳水	此時乾坤布陽徳	此会人間誰得識	聖沢尋常楽未央	天威咫尺恩無極	玉醽淙灝遶筵香	朗咏酔吟列仙裳	片々桃花相遂飛	泉流曲々浮觴静	階前珠樹敞霞暉
	長く忻ぶ萬邦の寿域に倚るを	微臣同に献ず南山の辞	百姓昭明にして帝則に順ふ	甘雨恵風寰区に遍く	千歳融々たり君子の国	「靄沼澄み来る千歳の水	此時乾坤に陽徳を布く	此会人間に誰か識るを得んや	聖沢尋常楽未だ央まず	天威咫尺恩極まり無く	玉醽淙灝筵を遶りて香し	朗咏酔吟列仙の裳	片々たる桃花相遂で飛ぶ	泉流曲々として觴を浮かべて静かに	階前の珠樹霞を敞りて暉く

同前徳微字

鳴鳳卿

(『全集』巻一)

① 「徴」(風)
 (校異)

此会人間誰得識 <sup>191</sup> 帯雨仙雲蕩晩輝 不知天上人間遠 微臣拝献南山頌 甘雨恵風徧寰区 霊沼即是黄河水 翩々羽客餐霞者 天上楼台十二重 羽觴随浪周且旋 蓬丘淑景送春帰 金潭洸漾貯春泉 彩雲忽起赤闌干 6 X 黎民嘷々従帝則 挙目瀛洲島嶼微 岸流曲々羽觴飛 共忻萬方帰寿域 千年一清東方国 此時君王行陽徳 重々玲瓏水中見 玉醽 酔人花入面 桃花錦浪羽觴依 仙風吹雨自霏微 万年枝上黄鳥飛 ø

## (内閣文庫蔵)

本二句	庫本は	難しい。	間々回	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
本二句目「十二楼台旭日晞」は、明らかに朝の情景を念頭に置いているのに、内閣文庫本ではそれがない。七絶で	庫本は二十二句で、常識的に考えれば『全集』本が先であろうか。もう一つ、内容的に変化が生じている。『全集』	もっとも内閣文庫本には『全集』本にない七絶が加えられ、古詩そのものも『全集』本は十八句、	間々同一の句も見受けられるが、ほとんど全面的に改稿された観のある両者を、どちらが初稿かと判断するのは	「自翠」(風)	「暉」(風)	「藹」(視)	底本「寿」の右傍に「頌」と訂正。「頌」を採る。	「皡」(視・風)	「主」(風)	[知] (風)	「暈」(風)	「照」(風)	「宝映」(風)	「如煙」(風)	「波」(風)	「飛」(風)	「銀」(風)

二月二十七日条の五点の書名の上に、各々「四月廿七日下ル」と返却の日が補記してあるのに拠った。	(『幕府書物方日記』九)	○ 四月二十七日、曲水宴考証に使用した「蘭亭記」以下五点を紅葉山文庫に返却する。	前項参照。	○ 四月九日、曲水宴詩と私記を吉宗に献ずる。	に資料を探索する所存である。	る。る。「「「「「」」である。」の「「」」である。この内容上の大きな改変は、度重なる習礼・本番の日時変更と何か関連は「晩輝(暉)」さえ描かれる始末である。この内容上の大きな改変は、度重なる習礼・本番の日時変更と何か関連
--	--------------	--	-------	------------------------	----------------	---

(「年譜稿」①―七九)。三十八年目に幼	信遍が実母と死別したのは元禄八年六月二十一日、まだ七歳の時である(「年譜稿」①-
(『全集』巻十所収「草のはら」)	(『全集』
	○ 六月二十一日、実母三十八年忌。下僕を出羽に遣し、塚の供養をさせる。
(六月二十日条)	(前略)右二品、昨日下り不申候『付、今日、道筑』申達、請取之、元々『相納候、
(『幕府書物方日記』九)	
糺葉山文庫に返却する。	○ 六月二十日、「大清会典」の百三十一・百四十一冊、「廿一代集」の二・三帙を紅葉山文庫に返却する。
した。	「二十一代集」と「大清会典」の落冊が判明、書物奉行は信遍に再点検を求めることにした。
道筑改渡し候"付、道筑ユ申	達候積り "御座候。(前略)右廿三部、請取、改、御蔵¤納置候、廿一代集之帙・大清会典落冊之義ハ、道
(『幕府書物方日記』九)	
	○ 六月十九日、「廿一代集」以下二十三点の紅葉山文庫への返却を取りつぐ。

切りを心に定めようとする静かな追悼の思いとが統合された、味わい深い文章である。以下全文を掲げる。
草のはら
あはれ玉つばき八千世の陰をたのみ、すみよしのきしなるしるしにうへむといふてふ草の、老をわする、種と
らまほしくとねんぜしむかしも、今は玉くしげふたおやながらなきかずになむはやくもいりおはすることよ。
ことにはかなかりしはは、きゞの露なりけり。うまれて七とせばかりにすてられまいらせて、まだ世心つかぬ
ほどになむありけらし。そのきはのことども、たゞ夢のうつゝのたど〳〵しくなむ。いもうとなるものゝいで
きて、そのなやみより心地煩はしくなんおはしつるを、としへていとあつしくなり行まゝに、くすしぐはんだ
てなどつどひていとなみしかば、よゝとおこたり給ふるほどになむありし。されどいたうおもやせて、それか
とばかりみへ給ふるなり。その比はみな月廿日あまり一日のことにかありけむ。あねにあたれる人にたすけら
れ給ふて、その、めぐりの木かげなどはるかにみ給ふをしりにそひてゆくに、いもうとにあたれるは五つばか
りにやありけん、草ばよ花よ心にまきてつみありくをめで給ふに、めのいとおしとみ給ふるにや、常よりはけ
しきうるはしくみえて、つねの所にゐてかへり給ふるが、いかにありけんかし、そこにしてうつぶし給ふるま、
にいきたえにけり。家こぞりてくれまどひぬるさまは、おもひいづるにも今さらむねつぶれぬ。一かたは家に
まさでとみにいひやるに、かへりきてみ給ふる心いかばかりなりけむ。なきくゞもりてよびによべどそれやか
ぎりなるべし。はらからなる人みたり四たりたゞなきになくとのみおぼへし。けぶりにやなしけむ、土にやな
しけん、やふじわかぬさまこそありけめ。たゞ夢のやうにばかりにあれど、今さらとふべき人も世にあらねば、
かたりつぐことのはおもひあはせむふしもなし。極楽寺といふにてしかべ〜の事などいとなめりしとなむ。此

区時を

時を回想しつつ母の臨終を描いた「草のはら」は、終生消えることのない記憶の鮮烈さと、三十八年過ぎて一つの

所はではのくにもがみといふ所にして、此国よりは百余里の所になむ。一かたなる人は国司につかへ給ふるま、、
それよりにしのくに、うつり給ひぬ。はらからおほかれど、をのがさまざま出つかへぬれば、そのくに、はわ
れのみぞ、こにはそひ行ぬ。へだたるさかひのみへだ、るにつきて、しるしをだにみるべきよすがもなく、只
明くれの空なる風にあつらへつけてやるに、絶ずやこけのと打なかれぬ。さて頼みしかげもかれぬ。つらなる
えだもちもにちりてしるしの便もきかずなりぬ。ことし家にまつらふおのこの、やどのさうじの山ぶみにとて
出たつこと侍りしを、そこのほど訪へといふに、かのくに、いたり、その寺の大とこにあひてしかぐ〜の事な
むいますやとてふみとりいで、みするに、そのおりのひじりはよをさりて、いまはその三よののちにぞあると
なむ。良縁大とことなむ聞ゆるが、草の原なるしるしをねむごろにおしえ経よみ、あか手向ていとすさうにも
のしつるとなむ。おのこかへりくるほどに、あかの手向のれうにとて、つかのほとりにゑりをける石の中にあ
りけるさ、やかなる石をみ出て、さいでにつ、みゑりにしてかへりぬ。ひじりにしかべくといふほどに、かぎ
りなく哀がりて、うへには戒の名をしるし、うらには仏のみなをかきて、そのかたみにも見給ふらん、仏に申
て侍るま、、今は蓮のうてなにやうまれぬならんなど、いとこまやかにしあしふみそへてかへしぬ。されば三
十あまり八歳の後、草にあれたる故づかのうちには、いつのほどよりかこのいしのいりつ、ありけん。いしに
わが身はとさりにし人のおもひ給ふるにやとなつかしう恋しければ、身を心ともせぬきわなれば、ゆきてとふ
べきあらましもさだめがたく、これをそのなき跡のしるしになりとて、朝な夕なにむかひみんかゐにはすべし
となりけり。しかあれば石のうらなる仏のみなを歌の上にをきてかくぞおもひつゞけられし。
なつかしとむかふ空より吹かへる便の風も嬉しかりけり
むかし思泪の河はふかけれどかへらぬ水の哀かなしき
へ他なれや移る色をば待もせで消しは、その杜の下露

返却分に漏れていたのは「大系図」の帙二つと「寛永系図」の内十九冊、それに「*==飜建地割 "附*有之候牒」一	奉行より連絡を受ける。 ○ 十月二十九日、御側衆巨勢縫殿頭至信を通じて奥から紅葉山文庫に返却された書籍の落冊につき、書物	で詳述する。で詳述する。	しるしつけぬるなり。つたちかへんなりけり。わがさしたらん人のあやしとやみんとてかくへんかくこのことのは、秋の風みざらんにも吹なちらしそったへをくこのことのは、秋の風みざらんにも吹なちらしそうたかへることはりあらばよしや身の心となりても人を待ましへみてしよのかげもかはらで故郷に人こそすまね月はすむらん
--	---	--------------	--

申候」(十月二十九日条)とのやりとりが行われた。冊一袋の三点。「右之通下"不申候 "付、成島道筑"談置候、追而改下"可申旨、寛永系図ハ外之方掛り有之候可申認由
次郎右衛門より強く要請される。 ○ 十一月五日、「寛永系図」を紅葉山文庫に返却。「金閣銀閣建地割之添牒」の探索と返却を書物奉行水原
成島道筑寛永系図十九冊持参相渡、右"而道筑請取之御書物相済候段断申候、鎰之義も申候"付、此方"有之段及
<b>挨拶候、金閣・銀閣建地割之添牒いまた下り不申候、右無之候而 ^建地割之図御用 "立不申候間、尋出 ^御下 *給</b>
候様"、道筑":申候。 (十一月五日余)
「建地割之添牒」は、この年五月二十日に建地割図とともに奥へ差し上げられ(五月二十日条)、図のみが十月二
十九日に返却された。図と添牒とが一体になって初めて役に立つとの書物奉行の主張はもっともで、奥務の幕臣達
の管理の不徹底は指弾されても仕方がない。その責任を直接問われるのは、書物の借り出しと返却を業務とする信
遍である。膨大な書冊を一時に返却する度に、同様の紛失騒ぎが決まって起きるのは、吉宗周辺の近臣達に書物を
重んじる気風がまだ十分行き亘っていないことを示すのかもしれない。水原次郎右衛門の口調はいつになく厳しか
った。享保十七年中の記事を見て行っても、添牒が返却された気配はなく、文庫側の懸念は翌年まで持ち越された。
返却は翌十八年四月二十三日のことである。

○ この年、「岡田氏のたらちを八十八を賀する詞」(『全集』巻十一)を記すか。
の子」の誤りと判断した。十干より十二支の方が誤記の可能性は低いとの考えに拠る。文中「ことしみづのとの子のとし」とあって、「みづのとの子」即ち癸子なる干支が存在しないので、「みづのえ
不明という他はない。『諸家譜』には該当する人物を見出せない。信遍はこれからこの種の和文寿詞を多数記すこと『ユーニュー』により、異常に言えてて朱気するのに困難であり、一箇日氏」の素性に
岡田氏のたらちを八十八を賀する詞になる。それだけ和文の書き手として名声が広がっていたのであろう。全文は次の通り。
なむやうの菊のした、りはすゑ汲人もも、世をたもち、たうぐゑむの花の木かげには世をいくよともわかざり
けるや。これみなながれての世のめでたきためしにもなき、ありとある人のうらやみぬる、げにことはりにこ
そ。ことぶき栄ふるみちばかり、あはれたぐひなき幸またもあらじかし。こゝにをかだの主、くれ竹のよそぢ
にあまりて、ことしみづのとの子のとし、そのたらちをの八そぢ八年になんものせるがいますがりける。十寸
鏡雪となみとはうつれども、あし引の山行野行にもいたうくせず、はやうよりとりに先だつねぶりを残し、夜
の衣をかへさまにして、君に仕ふまつり、今なむ老さび、こしをのべて、あこのもとにものし給ふとなむ。岡
だのぬしはもの、ふのやたけご、ろたけく、いさめるすがたにして、ふみの道にもうとからず。久かたのひな
をかたはらにもてあそぶ戯をなし、わたつうみの浪のよるひるとなく君につかふまつるいとま、定せいのつと
めいさ、かをこたることなし。よりて子をおもふ鶴の翁も、春の、のこまがへりつ、、かくとし高きもみ山よ
りいで、世をまもる道心におとろへ給はずなむ。ちかくは八そぢ八とせのをんしをうつしもて人におくられぬ

「「「「「」」」」」」、「「「「」」」」」、「「」」」」」、「「「」」」」」、「「「」」」」」、「「」」」」」、「「」」」」」、「「」」」」」、「「」」」」、「」」、、」、「」」、、」、、
編
享保十八年 癸丑 一七三三 四十五歳
やま人の千世にもなれむ八十年よりのちも八とせの鶴の毛ごろもませしかば、浅はののらのあさきことのはを、初草のつかみじかき筆にかきつけぬるものならし。ぬよそひになむ。しかあれば岡田のぬしの人々をす、めて、つるはやまびとのよわひにともなふといふ事をよるそのつゐでに、みそぢあまり一もじの言の葉を書つけらる。さなから春の花園をふくみ(あ々老案にふりゃ

明々令徳峻極王大。神祇之歆、萬邦以寧。頃天地失序、不盡之山羌火、災異所延十有余国。臣等欽前祈禱袑し日七夜、焰気頓消、皇天兩瑞雪。非藉国家威憲、豈能如、二、吐皮、支夷東海秀萬岳者、無大於不盡焉。而山之神霊如是。亦国家之鎮也。有司以聞。乃賜銀幣五十鎰。厥明年修補、又賜黄金三千云。東海鳳卿記所開者如此。享保癸丑之春正月五日書芙蓉楼。 宝永四年十一月の富士山噴火は、降灰によって広汛な地域に災厄をもたらした。浅間神社の神官達は、神祇を崇 宝永四年十一月の富士山噴火は、降灰によって広汛な地域に災厄をもたらした。浅間神社の神官達は、神祇を崇 「玄ない。信遍がどのような経緯で事情を知り、どういう目的で撰文したかは不明である。 「正月二十一日、吉宗五十の賀宴開かれる。賀歌を詠ずるか。 「正月二十一日、吉宗五十の賀宴開かれる。賀歌を詠ずるか。 「正月二十一日、吉宗五十の賀宴開かれる。賀歌を詠ずるか。 「「公武詩歌聞書」(請求番号九一十二六四/二六/三一(一~三)の下巻に収録。ただ 田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せた臣下は相応に多かったはずで、ごくわず の抄録にすぎないのであろう。題は「慶賀」。	<ul> <li>○ 正月二十一日、吉宗五十の賀宴開かれる。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せしいかい。</li></ul>	<b>享保癸丑之春正月五日書芙蓉楼。</b>
--	--	------------------------

所載のものと異なる点である(引用は『新編国歌大観』第九巻私家集編Vの本文に拠る)。この六首を一月二十一日の賀宴時のものと断じ得ない大きな理由は、宗武の歌が次に掲げる『悠然院様御詠草』忠篤主催『千首和歌』(宝暦六年)に出詠する。宗隆は未詳。 本歌の浦やあしべのたづもかぎりなき千世のはじめの春のもろ声	<b>我君が五十年をちよの初春にいのるよはひはかぎりしられぬ</b>	我君のよはひをいはゞあめつちのかぎりなき世をためしにぞひけ	<b>吹風も長閑さそへて玉しきのみぎりの松に千世よばふこゑ</b>	幾ちよを松にちぎりてこゆるぎのいそぢの後の君がとし波たなのである。たれたのよはひ久しき春の行すゑ	慶賀
--	------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	--	----

享保十八年正月廿一日、将軍家の五十の御賀に御さかづきの台にそへて奉りける
鶴亀のよはひなりとも何ならじ吾が君が代の数にくらべば
この作は宗武の即興であろうし、題を「慶賀」と定めて詠じた「千代に猶」とは成立の場を異にするのは当然かも
しれない。また宗武と信遍・栄倫等が賀宴に同席したとはとても考えられず、六首の和歌は賀宴前後に徴せられた
詠草の一部が伝存するものとして、宴とは切り離した方が適当のようである。
ちなみに、田安宗武が父吉宗を介して近臣達の文化圏と交流を持つことの文芸上の意義については、拙稿「江戸
冷泉門と成島信遍」(前出)に触れている。御参照頂きたい。
○ 二月刊『野総茗話』に序を寄せる。撰文も同月中。
常盤潭北の『野総茗話』四巻四冊は、「享保十八年癸丑仲春」付で、京西村市郎右衛門・江戸西村源六により刊行
された。享保十一年刊『百姓分量記』に続く教訓書三部作の二番目に当る。前書に和文序を寄せた信遍は、今回漢
文序を与えた。ただし唐様の草体を模刻したものではなく、謹直な楷書で通してあるので、信遍独特の筆跡を偲ぶ
ことはできない。文中、潭北を「撢人」に比すところに本書の庶民教化の本質を見ようとする論が、飯倉洋一氏に
よって提出されている(前出「常盤潭北論序説――俳人の庶民教化――」。享保十四年の項参照)。また本書は『栃
木県史(史料編)近世八』(栃木県、昭和五十二年二月)に全文翻刻されている。ただし原本の訓点の誤りと誤植と
が弁別しがたいところもあり、やや重大な判読の誤りも見受けられるので、訂正箇所を注で示しつつ改めて序全文
を掲げる。常用漢字のあるものはこれを用いるを原則としたが、古体・別体を残したところもある。

<b>野総著話序</b> 「「使」へば則ち服せず」と訓読すべきか。 (疑) へば則ち服せず」と訓読すべきか。 (疑) へば則ち服せず」と訓読すべきか。		3	2	1	注		寊	人則	孝悌	闡0 適 。 右	悲夫	刑 法®	而語	氓之	北	撢 人	
<b>一</b> 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	(疑) へ	活字本	活字本	版本・		東都図	子保癸丑	記声	之教。	庶績大 二	八廃古衛	敬譲	乏。此	!嗤々。	っ 天下	之職。	野総茗
し、「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「	、ば則	<b>平、</b> 一不	平、送	活字		四書 府 う	立春二	必	兩大 ₹	熙	一副	「博愛ウ	所謂。	可使由	大矣。	= 語の	話序
<b>連国之政事。以巡天下之邦国而語之。使萬民計説。而正王面。余至此深知先王設教詳可</b> 「ケテ」。版本通りとする。 「	ち服せ	知則	り仮名	本とも		王事錦	月	「可して」	<u></u> 字 心	帝 马自	□ □ 一 吏 二 治	之道蕩	道之	「「「」」	庶矣。	~志。	
<b>政事。</b> 以巡天下之邦国而語之。使萬民辭説。而正王面。余至此深知先王設教詳可 の不知則疑。々則不服。故置擇人之職。誦王之志。道国之政事。以巡天下邦国。 う、豈其治說。常盤子好古。以逸民圖処。東西南北。教人為善。若離子在了一般之不行。執刀鋸立権。五刑不足。鑿顚抽脅鑊享之粛慾。鬼薪白粲桎梏之苦楚興焉 之不行。執刀鋸立権。五刑不足。鑿顚抽脅鑊享之粛慾。鬼薪白粲桎梏之苦楚興焉 之不行。執刀鋸立権。五刑不足。鑿顚抽脅鑊享之粛慾。鬼薪白粲桎梏之苦楚興焉 之不行。執刀鋸立権。五刑不足。鑿顚抽脅鑊享之粛慾。鬼薪白粲桎梏之苦楚興焉 之不行。執刀鋸正権。五刑不足。鑿顚抽脅鑳享之粛慾。鬼薪白粲桎梏之苦楚興焉 之不行。執刀鋸正権。五刑不足。又強問処。東西南北。教人為善。苦郷先生之流也。 「四。但辺鄙窮郷之民。一夫有不与被堯舜之沢者。則有缺摩治也。子有耳-提詢々 一四。但辺鄙窮郷之民。一夫有不与被堯舜之沢者。則有缺摩治也。子有耳-提詢々 一四。但辺鄙窮郷之民。一夫有不与被堯舜之沢者。則有缺摩治也。子有耳-提詢々 一方四。但辺鄙窮郷之民。一夫有不与被堯舜之沢者。則有缺摩治也。子有耳-提詢々 二○版本通りとする。 版本は「疑々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。 と句読を入れるが、版本は「疑々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。	ずしょ	短々、」	「ケテ	に送り		江鳴圓		者焉。	,。 <sub>Z</sub> 施 子		而治	杰	い 徳。	「使知	非一	追国之	
<b>リ巡天下之邦国而語之。使萬民辭説。而正王面。余至此深知先王設教詳可以巡天下之邦国而語之。使萬民辭説。而正王面。余至此深知先王設教詳可以巡天下之邦国而語之。使萬民辭説。而正王面。余至此深知先王設教詳可以巡天下之邦国而語之。使萬民辭説。而正王面。余至此深知先王設教詳可以巡天下之邦国而語之。因論國御。以為序。常盤子名潭北。野之鳥。 「ン」。文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。 「ン」。文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。 「ン」。文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。</b>	訓読	と句誌	く。 版	/仮名		卵子醫		亦	<sub>鼎</sub> 身 町	「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	豈	之不行	斉之り	。 不 <sup>「</sup> 知	人_所	政 。	
大下之邦国,而語之。使萬民,許認。而正王面,余至此深知先王設教詳母 一次により「シ」の誤刻と判断して改訂。 文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。 文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。 文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。 文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。	すべき	<b>航を入</b>	本通り	「ン」。		書于革		重世之・	鼓吹	但一。	治哉。	, 。 和 一 刀	礼。	和則疑。	-馭っ	以巡	
、版本は「疑々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。、「知本は「疑々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、」、「」、」、「」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、「」、」、」、」、」、」、」、「」、	か。	れるが	りとすう	文意		天蓉楼		人。 比	1不_明。	画 窮郷 子が子	常盤		迎。 自 一西	, 々 則	辛佐焉。	八下之	
は「疑々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「シ」の誤刻と判断して改訂。 「シ」の誤刻と判断して改訂。 「シ」の誤刻と判断して改訂。		、版本	s°	により				星可封	〔 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	之々。日	° 子 ◎ 好   古	作。, 五.	自東。	不服。	。 有 司		
(々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。 (女」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。 の誤刻と判断して改訂。 の誤刻と判断して改訂。		は「疑		「シ」				↓ 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	者,也。	一「美」	5 。 []以 [] 海	─ 刑 <sub>4</sub> 「足	¦ 自 有 自	故置	行焉。	語之。	
小上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。 「知らざれば則ち疑ふ。」 「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「知道」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「知道」で切る。」」 「知道」」 「」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「		ベマーの		の誤刻				怖云。	是集	「不 」 与 盤		。鑿斷	北。	人之際	吏令王	使萬日	
。而正,王面。余至此深知先王設教詳可で切る。「知らざれば則ち疑ふ。「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」 「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。」		上の		えと 判断				上論	也艸荠	は 売 戸 大	。 処。 「 東	× 抽 種	<b>算不思</b>	₽_戦 _誦	局民	民が説。	,
と切る。「知らざれば則ち疑ふ。 「知らざれば則ち疑ふ。」 で、常知らざれば則ち疑ふ。 」ので、「知らざれば則ち疑ふ。」 で、「知らざれば則ち疑ふ。」 」の一個人で、「一個人」」 「一一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「一」」 「」」 「		「疑」で		断して				_衜	の之言已の		、 西 重 北	<u>峻</u> 亭之	而服者	王之	聴焉。	而正。	
「知らざれば則ち疑ふ。」「知らざれば則ち疑ふ。」「知らざれば則ち疑ふ。」」、「「知らざれば則ち疑ふ。」、「知らざれば則ち疑ふ。」、「知らざれば則ち疑ふ。」、「知らざれば則ち疑ふ。」、「知らざれば則ち疑ふ。」		し切る。		改訂。					画	則層	10.教	<b>南</b> ★ *	"屯 书		而後君	王 <u>]</u> _面,	, -
らざれば則ち疑ふ。 子名潭北。町天下治焉。 一、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二		「知						常盤	人教	_缺 < <sup>⋌</sup> 虚 二 岸 二 催 二 二 に 一 能 一 れ に し た 一 能 一 能 一 れ の 一 に し た 一 能 一 に の 一 能 一 に し 一 能 一 た 一 に の 一 に の 一 に の 一 に の 一 に の 一 に の 一 に の 一 の し の の し の の の し の の の し の し の の の し の の の し の の の の し の の の し の た の し の し の の し の の の の し の の の し の の の の し の の の の の の の の の の の の の	八為書。	鬼新白	が世不知	山之政吏	石垂拱	余至此	
は 北 っ 有 之 先 「 2 先 1 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		らざれ						子 名 潭	人為	也言	余 古 皆 郷	- 築 軽 生	然。	_争。 以	於上。	此深知	
疑 之 清· 提 政 流 楚 ′ 。 邦 治 教 ふ 鳥 職· 々 教 也 焉 斯· 二 禹 菁·		ば則ち						بر بڑ	「。 学習	有工具	、先生。	信之 苦む	*智い	天下	而天下	一先 王設	
		疑ふ。						山之鳥	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	提 正孝」	と しん こう しん こう しん こう しん こう しん こう しん しん しんしょう しんしょ しんしょ	2 興 焉	~~ 	- 邦 三。	·治焉。	教詳日	- Y

4	版本、返り点「二」が「一」のごとく見える。活字本同様「二」とする。
5	活字本の判読「廻」は誤り。「廼」=「逎」で「すなはち」と訓読。
6	版本、「靡不思而服者也」とあり、活字本は忠実におこしているが、返り点を大幅に改訂した。
$\bigcirc$	版本、「瀍」とあり、「灋」と判断。活字本も「法」に作る。
8	活字本「然」は「魾」の誤り。
9	活字本、送り仮名を「ス」とする。版本は合字「ソ」(シテ)。
10	活字本の判読「国」は「囼」(=「古」)の誤り。
(1)	版本、「言」に返り点「一」なく、活字本も補わない。文意により補う。
12	活字本、「予闡々曰」とするは誤植か。
13	活字本、「国」。
14	活字本、「聞」とするは誤植か。
15	版本、「順」の返り点「二」を欠き、活字本もこれに従う。文意により補う。また、活字本、「徳意」を「真
音	意」と判読するは誤り。
16	活字本、「言己而、」と句読を切るが、版本の句点は「已」の横にある。また「己」は「已」の誤植か。
17	活字本、二箇所とも「天」と判読するが、「亓」は「其」に同じで、「天」とは別字。
18	活字本、「為」の上にレ点あり。誤植か。
19	版本、「者」の返り点「上」を欠き、活字本もこれに従う。文意により補う。
20	活字本、「国」。
1)	

C 脱す 「衟」の返り点丨丨」を欠く。活字本、「論国衟」と作る。文意により補う。

衛佐軍申談候、委細之義ハ何茂申談候」(四月五日条)という経緯があっての相談なのだから、吉宗や幕閣への献上2件ニ典フリぞイレ打よし、レーション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション	<b>ト生土吱左兵衛左に提出している。この日八日の相談は、奈佐又助が奥へ上って行われた。「御日録之義、土岐左兵紅葉山文庫では昨年来、御書目録の作成に従事しており、この年三月末には清書二部が完成した。四月二日には</b>	成島道筑へ又助罷出、及対談候所、御目録之義、致相談候、	○ 匹月八日 書物奉行奈佑又助と 御書目鏡にへも林設する	7°	吉宗の治政を古聖人のそれに並べて賛仰する信遍には、巧みな比喩の思いつきだけでも十分意味を持ったのであろ	比する方に興味を持つ信遍が、どれほど教化の実態を理解していたかは疑問だが、「五帝可六、三王可四」と、今の	自ら「論固衛」と言うように、潭北の現実の教訓活動評価よりも、古聖人の道の最もよき伝導者であった撢人に	いうような、かなりあわただしい出版事情を想定してよいのかもしれない。	の序撰文の月と刊行月が一致するので、信遍から序の原稿を入手するや点検も不十分なままに彫工の手に渡したと	初印本に近い版本でも共通して見られることで判る。版下段階での校正が不十分だったとしか考えられない。信遍	通覧してまず驚くのは、返り点の欠落のあまりに多いことであろう。版木の破損によるものではないらしいのは、
宗や幕閣への献上	「録之義、土岐左兵	(四月八日条)	(『幕府書物方日記』十)		を持ったのであろ	三可四」と、今の	<b> </b>		<b>丄の手に渡したと</b>	えられない。 信遍	ないらしいのは、

について何か議する必要があったのだろうが、内容は不明である。

○ 七月二十五日、翌日の紅葉山文庫閲覧を、御側衆渋谷隠岐守良信を通じて書物奉行に連絡する。	奉行に連絡する。
	(『幕府書物方日記』十)
に見ておきたくなったものか。 享保十八年の文庫の風干は七月二十六日をもって終了する。その日を明日に控えて、自由に閲覧しやすい風干中明廿六日、成島道筑御蔵=罷越候筈"候段、隠岐守殿被仰渡候。         (七月廿五日条)	田に閲覧しやすい風干中(七月廿五日条)
○ 七月二十六日、文庫にて書物を閲覧する。	(『幕府書物方日記』十)
今日、成島道筑御蔵ガ罷越、御書物致拝見候、当日条に、	

とあるのみで、
例によ
に
よ
っァ
て目
六休
的
な
書
名
は
知
るた
て具体的な書名は知るを得ない
な
5
• •

7	7
1	1

これが言ってみれば吉宗の気まぐれが生んだに近い性質の仕事であったことは、次の七月六日条の記事でも判る。
らいのつもりが、予想外の仕事となって書物奉行達に降りかかったわけである。
に序文が無いことの問い合わせも含め、書物奉行達は急遽『御年譜』校合に駆り出された。家康の事蹟を調べるく
部相残シ、残りハ火中"もいたし候様"」と土岐左兵衛佐を通じて指令を出している (六月二十二日条)。林家献上本
内年号欠ケ候所有之"付、右五部共"引合・校合いたし可申候、大学頭献上之御本宜敷様"有之間、校合之上、宜本二
吉宗は六月より『御年譜』の諸本調査に執心し、六月十八日・二十二日と都合五部を差し上げさせ、「右御書物之
(『幕府書物方日記』十)
た五冊本「御年譜」を頼母へ返却する。
○ 八月一日、「御年譜」校合用の付札を取るよう、土岐左兵衛佐に代わって書物奉行川口頼母へ通達、ま
<b>倶衆巨勢至信と書牧奉行との遅約(写作に書牧の資柄を菫をすして言こてし</b>
「そこちranker are monif and leach 医青ま書かり裏段を助りたこすぎょう。 「縫殿頭殿御逢、今朝差上候六部之御書物御渡、道筑致持参、無相違元番H相納候」(七月廿九日条)とあり、御
(『幕府書物方日記』十)
「信玄全集末書」「弓書」を文庫に返却する。
○ 七月二十九日、朝のうち奥へ差し上げられた「甲陽軍鑑」「甲陽軍鑑末書」「甲陽軍鑑評判」「信玄全集」

札悉ク取り」(同)元番にこれを納めた。ない指示であった。川口頼母は信遍を介して返却された「花色表紙・糸白ノ御年譜五冊」(八月一日条)から「付ケない指示であった。川口頼母は信遍を介して返却された「花色表紙・糸白ノ御年譜五冊」(八月一日条)中略部分の二冊本『御年譜』の扱いも含め、ほぼ書物奉行達の二ケ月弱の作業の大半を無にするような、あっけ	知仕候段、道筑迄返答申候、上之御本二部共、大学頭へぼ申談候、其外之御年譜ハ可致火中候、 (中略)委細垂之候而も、缺文共見へ不申候間、不残取放シ可申候、序文之義ハ、元御本林大学頭献上御本 "而候間、大学頭献土岐左兵衛佐忌中 "付、成島道筑を以被申聞候ハ、此間出シ置御年譜付ケ札之趣、書入候 "不及申候、此文談無	究集団苦心の校合用付箋も必要なしとの判断が信遍を通じてもたらされた。拍子抜けそのものであったろう。吉宗とその周辺には、このように書物に無頓着な言動が目立つ。そして実直な学的に厳密な校合を心がけ、これによって他の業務にも少しく支障が出たに相違ない書物奉行達にとっては、まさに要するに別段急ぐ用事というわけではなかったといい、誤りは書物を直に訂正してよいというのだから、文献学	り候義"而一決難定類ハ、下ケ札"成共いたし候様"御申候、仍之、先読合帳一冊仕立、其上"而伺可申候、得とも、若又落丁・誤字等も有之候哉、左様之改計"而候間、誤り等ハ直"本書を直し置候而も能御座候、似よ『承合候処、急度校合被仰付候"而も無之、最初上り候御書物"落丁見『候故、林家献上候御本、先ハ正敷見え候御年譜、昨日迄に読合相済候"付、異同書上ケ之品、如何様"可仕哉之旨、今日、頼母御殿『龍出、土岐左兵衛佐
)から「付ケうな、あっけ	(中略)委細承 (一略)委細承	して実直な学(傍点引用者)	同可申候、 北正敷見え候、似よ え、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

れた「続日本紀」以下二十点の書物のうち、不明の「宋史」一冊を探し出す旨約束する。○ 十月二十九日、紅葉山文庫より土岐左兵衛佐入用の「御年譜」初巻二冊を受け取る。また奥より返却さ	やはり吟味の書名は記されない。御書物共致吟味候、 (八月十二日条)御書物共致吟味候、 (八月十二日条)今日成島道筑御蔵『可罷越候間、其旨可相心得段、昨日小堀土佐守被申聞候 "付、御役所=罷出候跡、道筑も罷出	○ 八月十二日、紅葉山文庫にて書物吟味する。	「年譜稿」⑤―七二、及び本稿享保十六年九月一日条参照。	(『幕府書物方日記』六)	○ 八月四日、享保十二年来拝借中の「弇州山人四部稿」を紅葉山文庫に返却する。
り返却さ	月十二日条)	1記』十)		記二	

(『募府書物方日記』十)

上下冊古筆之本也享保十八年十上下冊古筆之本也享保十八年十	かはされて写さしめられしが、事なりて後、成島道筑信遍に命ありて、冷泉中納言為久卿につきて文字を挍正三五中録、新葉集は、大和国吉野山吉水院よりたてまつらしむ。中にも新葉集は、仁木省二充長をかしこにつじて確認できるからである。『実紀』附録巻十の記事を引く。	府立て重、立てし手口目ン。平成八年二月、同「侍従殿十歳也――享保六・七年の冷泉為村――」〈『しくれてい』五十六号〈財団法人冷泉家時平成六年一月〉、同「近世中期冷泉派における歌学継承の諸相」〈『和歌文学論集10 和歌の伝統と享受』、風間書房、論集』、明治書院、平成元年四月〉、同「冷泉家の復興と冷泉門の人々」〈『和歌文学講座8 近世の和歌』、勉誠社、命毛長につき、いくつかの報告を行なっている(拙稿「冷泉家の人々」〈近世堂上和歌論集刊行会編『近世堂上和歌	のは間違いなく、充長の存在は初期の関東冷泉門形成に大きく与ったのである。稿者も冷泉家の情報収集役として係については何らつけ加えることがないが、充長のあと信遍が関東冷泉門と冷泉家との連絡役として重きをなした十四の「成島道筑などはこの人の弟子なり」という記述の裏付けは目下の所とれないままで、充長と信遍の師弟関編『近世の学芸――史伝と考証――』〈八木書店、昭和五十一年三月〉所収)。石野氏の引かれた『類聚名物考』四
------------------------------	--	--	---

享保元年六月二十五日御小姓、九年十一月十五日従五位下主殿頭、十九年八月十五日御小納戸頭取(『諸家譜』巻
(『招は家 離日)
△ 十二月十八日、田沼意行没、四十七歳。
享保十九年   甲寅  一七三四 四十六歳
第である。『実紀』附録巻十の説も裏付けがとれない。せめてその可能性の上限を定めるべく、充長の写本作成を立項した次『実紀』附録巻十の説も裏付けがとれない。せめてその可能性の上限を定めるべく、充長の写本作成を立項したとの」ないの話となり名ている
上ない別正にな)景にいる。 る無窮会図書館神習文庫蔵『在京随筆』の字体と一致するからで、この両書は互いに支え合って充長の筆跡のこのる無窮会図書館神習文庫蔵『在京随筆』の字体と一致するからで、この両書は互いに支え合って充長の筆跡のこのこの奥書の筆跡は、「筆」や「畢」の著しい特徴から、充長のものと断じてさしつかえない。充実自筆本と目され
仰以彼本謹而書写之畢

一月依

そのつとめにより、神風や伊勢の浜荻折しき、武蔵野の草のゆかりのもとにしばしのよるべさだめたるが、お
ありがたきものにはあれ。こ、にみそぢの、ち五かへりのむかしがたりするおきなのいますがりけり。ことし
巴山の夜の雨池にみなぎるときこえしも、十とせの秋となむ。うき草のなみにたゞよへる、行あふをこそ世に
巴山の夜雨松平下総守臣其原言之承三朝文ナリ
れている(「年譜稿」①―八〇)。旧稿と若干重複するが、改めて掲出する。
この「巴山の夜雨」は、元禄十三年の転居の実情を知り得る資料として貴重で、元禄十三年の項でも抄出して触
旅路を懐かしく語り合い、その思い出を「巴山の夜雨」(『全集』巻十一)に綴る。
○ この年、松平下総守家臣貝原吉之丞に再会、三十五年前の主君転封に伴う出羽山形より備後福山までの
がゆえに、往々にして「おきゆき」と読ませた文献を目にする。念のため確認しておきたい。
なお、享保十七年の「曲水宴私記」に見える通り、「意行」は「もとゆき」と読むのが正しい。田沼意次の父なる
る。詳細は延享二年の項に譲って、今は二人の厚誼を偲ぶにとどめる。
成したのは他ならぬ信遍であった。延享二年の奥書を有する信遍筆の浄書本が慶応義塾三田情報センターに伝存す
することも多かったであろう。意行の和歌はさほど多くは伝わらないけれども、遺草を写し取って『意行詠草』を
保初より吉宗近臣の文芸仲間として信遍との交渉は繁く、江戸冷泉門の中心となるべき人物として詠歌の場を共に
九)と昇進して来た意行も、四十七歳でこの世を去る運命からは免れなかった。信遍に長ずること一歳。享

.

まいらするもいと、むかしのしのばる、ま、、
てわれそじぬ。からうじてしの、め計、びむごにはつきけるとなん。今は親なるもの、あらで、おきなにあひ
沖つ島などのむかふと見ればへだ、り行に、浪はこ、らなる家などをみるやうなり。舟なるてうどはかたぶき
しほもかなひて出たつに、むこにつく風はしたなく吹いで、、五十里がほどをこえぬ。月いとあかかりけり。
うち、いかに嬉しかりけむ。扨あまがさきといへるわたりにたよりの風をしめて、五日六日がほどうきねして、
の旅にさはりあらせ給ふなとねぎ奉るべきことよさしなどして、出た、せたるかへさに、かの翁の逢たる心の
はに到る。かの翁のある所をとひわびて、友なし千鳥ねに立ぬべき折から、をのれは難波寺に詣ふで、、波路
らでだにけはしき山ふところを、鶯ならましかば春まちてともたのむべかめる山路のみ雪に、からうじてなに
ければ、今はとて出たつほどに、おやなるは難波に出たち給。霜月廿日あまり、ゆきこぼすがごとくふる。さ
を尋ぬることのありしかば、関といふ所より別れゆくに、難波の舟々は纜を共にとかけてさりぬ。扨日をへに
にとゞまれることを聞えかはすにつきて、さむるうつ、はさだかなりけり。扨親なるもかすがの、露のゆかり
はし給へるとなむ。さはわが十とせ一つばかりのころなりけるま、、よくも覚えず。只夢などをみたらむ計心
といふにてその翁におひ付てけり。草の枕を共に定め、浪のうきねをもこと、ひなれてむと、かたみに聞えか
くにまで行ことのありし。人々はみな先に移りぬ。親なるはつとめによりてをくれ給ひ、するがの国かんばら
言の葉々記し置ぬ。その人なむ、むかし親なるもの、同じ君にものせしが、国をうつされて出羽の国びんごの
ち成けりと打ずじて、又なく哀ふかし。中にもくれ竹のこの一ふしをなむ、ことに身にしめけるま、、色なき
くれときこえかはすも、しづのをだ巻むかしをくり返すこ、ちして、ともになみだの玉ぬきもとゞめず。いの
もあらで、聞えもかはさゞりける。こたびあひみしつゐで、のどやかにものして、かたみにありし世のこと何
もほえず行あふことのありし。そのさきもかたそぎのゆきあふことなむありつれど、共にみやづかへのいとま

うき草はめぐりあふせもあるものを
かへらぬ水に袖しぼるぞよ
かへりこぬその世がたりをうつし置て後もしのばむ水ぐきの跡
二もとの杉の立どもなにはでら
なにをしるべに君をみつらむ
又翁のことぶき申とて北、篤実之士也。
ながらへて猶こそとはめよるのあめの池にみなぎる昔がたりも
文中の「みそぢの、ち五かへりのむかしがたり」が元禄十三年から数えて三十五年目を意味するとみて、享保十
九年の成立とした。ただし、旧稿にも触れたが、信遍が父に連れられて福山に移ったのを「わが十とせ一つばかり
のころ」、即ち元禄十二年の出来事と回想していること、松平忠雅の転封発令が元禄十三年正月十一日であるのに、
文中に描かれるのは十一月の冬空という時間的な開きなど、疑問は残る。信遍自ら「人々はみな先に移りぬ。親な
るはつとめによりてをくれ給ひ」と証言するのを見ると、藩士とその家族の大半は正月の発令早々に福山へ移り、
平井家は任務の都合で十一月まで山形に残ったのかもしれず、そうなると十一歳との記憶が誤まりであったと合理
化するしか方法はない。
貝原吉之丞は松平下総守忠雅の家臣で、公務のため現在の封地伊勢桑名から江戸へ出、信遍と久闊を叙する時間
を持った。信遍の実父平井金右衛門とは藩士同士、相応のつきあいを持っていたらしい。吉之丞の誘導によって幼
時の記憶をたぐり寄せてゆくあたりの筆の運びは印象的で、難波寺詣で帰りの再会の場も、幼くして心細さに充ち
た心の一時の安らぎを読む者に実感させる。関で吉之丞と別れて「かすがの、露のゆかり」を尋ねる父子の行先が、

これまで三十年来一日も直日を闕し事なければとて、こたびも病をたすけて勤仕し候なりと申。さらば速に家、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
ならずみゆ。気分あしきにはあらずやと仰あり。小堀土佐守政方承り、道筑このほど瘧病をやみさふらへども、
成島道筑信遍いつの年の事にや、瘧病をうれひしに。勉めて職事にあるを御覧じ、御傍の人に、道筑が顔色常
附録巻十八に載る。
ところが、実際は病のために出勤叶わず、吉宗の特別のはからいによって皆勤扱いとなったとの裏話が『実紀』
五)の表坊主召し出しから起算していることが判る。
以下三首を詠じている。信遍六十九歳は宝暦七年。この年が五十三年目の勤務となると、信遍は宝永二年(一七〇
七十もいま一とせの春霞かすみのころもはるをかさねて
めし出てよりは五十三年、その五十年は病さへあらず、勤をかきたることもなかりしかば」との詞書で、
信遍の皆勤は晩年に至るまで自慢とするところで、『三世のなみ』にも「春ことし七十の一とせこなたの春を迎ぬ。
(『実紀』 附禄巻十八)
○ この年、瘧を病み、吉宗に保養を勧められて欠勤扱いにしない配慮を受けるか。
されていざい 二年請和」(①―七七参照)
<b>されていない(Fiffel))いいまた。</b> 吉之丞の経歴等は未考。松浦静山『甲子夜話』巻二十三の成島司直の証言では武具奉行だったかとするが、確認は
平井金右衛門は、「親なるもの、あらで」の通り、この年には既に没していたようだ。松平家臣としての金右衛門・
信遍の母の実家のある大和国添上郡西郷であろうことも、旧稿で推測しておいた。

直邦朝臣七十をことぶきしこと葉卿小朝戸頭取土岐左兵衛佐の雷に応。

し。しかあればこのときにあへる人、なべて青柳のかた糸によりて、玉の緒のながきを祈り、松の葉のちりうむかぬ玉と世に思ふなるも、君をあふぎ世をめぐむのこ、ろ浅からずして、聖のをしへにたがはぬゆへなるべ
暁のとりに出てつかへまつり給ふれば、たかき賤しきなぞへなく人のこ、ろにかよひて、萬のくまもなく、そ
しも今もためしなきにあらず。されど世々の御まへにはやうつかへさせ給ひ、ましてよるの衣をかへざまにし、
ど、身のうへになりぬればゆがめるかたなむそひもて行ま、、人のうらみ世のそしりをさへ引いでぬる、むか
草ねにかよへり。かうやうのきはには、秋の月みてるをかくのたぐひ、かずおほかるべし。さかしき人といへ
藤なみか、るのみかは、水鳥の青羽の色もかはらず、螽斯の化おこなはれて秋のかつら林にしげり、野辺の若
ふなるべし。されば後の世のかゞみにもかけをき、人の国にも吹つたふべき国つかぜ、いとけざやなり。池の
えもこよなきあまりにや、もふけの君の御方にさむらはせ給へる。よろづに御うしろやすくなむきこえさせ給
をそへ、しかのその、秋の月影明らかにてらして、くらぶの山もたどるかたなくものし給へば、殿下の御おぼ
くらのふみにおもひをよせおはしませば、くらゐ山たかきもあやふきをいはず、やまとだましゐよるの燈に光
こほるかたなくものし給ふる、誠にこよなき御すくせなるべし。はやうよりしゆらくたんの心ざしをまなび、
ものはかなきがきはにさへおほやうめでたしとみるに、まいてたふときにとめるをかね、くはんか、ゐまでとゞ
はいへるらめ。されば萬のこといみじかりとも、此ひとかたのをくれたらんは、まさりあるにはあらざめり。
やから国のふみにも、いつ、の幸をいへりしとや。なにくれとりそへたるにもことぶきをこそめでたきものに
のかすみをくめるさかづきに萬代をこめてことぶきまいらする人々も、ひがかぞへになどみ給ふならし。いで
げにしらぬ翁の雪を驚き、深き波をいとふのおもひもなく、みどりの小松引袖に千代の色をふかめ、むらさき
うけたもてる廿とせの春、直邦のぬし七十にみちくる汐の、さすがに老もまさらでいますがれば、かゞみのか

せず、ちとせのかげをたのむなんあなたふと、みるを、まいてむさしの、一もとゆへにけぢかうみ奉るきはに
しあれば、亀の尾の山をも尋ね、蓬が島をとひて、老せぬかげをねぎごとにするがあまり、なまはしたなくい
とひなびたるわざにしあれど、いさ、かおりにあふ春のものとつみはやせし野べのくさん〜に色なきことの葉
をそふるも中々かたはらいたけれど、こゝろをにへするよしのなければ、これをだにとてまいらせぬるつみで
に、
七十の、ちの千年もきみがため
けふよりつまむ春のわかなぞ
以上、全文をまず掲げたが、ほとんど具体性のない、儀礼的な美文と称してよい。前年の「巴山の夜雨」が、幼
いながらも、いや幼いがゆえに鮮烈な記憶を一つずつ丁寧に焼き付けてゆくのとは誠に対照的である。信遍と「直
邦朝臣」は果して面識があったのだろうか。具体的な人物像を思い描いた上での執筆か否か疑わしいほどに、この
文章には「直邦朝臣」の表情が浮んで来ない。いきおい修辞の占める割合も高くなるのであろう。
依頼者の「土岐左兵衛佐」は、すでに本稿では馴染み深い小性の名である。『諸家諸』巻二八四を検するに、左兵
衛佐は西丸先手弓頭に転ずるまでは御小性で、「御小納戸頭取」という職名注記は不審である。この部分は後人の補
入らしく見えるから、誤認の可能性がある。問題は「直邦朝臣」が誰かに尽きる。手がかりは、享保二十年に七十
歳を迎えることと、文中「殿下の御おぼえもこよなきあまりにや、もふけの君の御方にさむらはせ給へる」の「も
ふけの君」を将軍の嫡男と読めば西丸勤務であることの二つのみ、この二つの条件を満たす人物は一人しかいない。
即ち上野沼田城主黒田直邦である。享保十七年七月二十九日から西丸老中を勤めている。
文面からは七十にしてなお矍鑠とした高官の印象を強く受ける。しかし直邦は折しも享保二十年二月に発病し、

るのも確かである。結局「孫子算術」は見つからなかった。手懸りになるかと三点を貸し出した後、三郎左衛門は
信遍と桂山三郎左衛門がどのくらい文庫に籠って探索したかは不明だが、うろ覚えの指示に振り回された観があ
道筑**、右之御書物三品相渡申候、(閏三月廿八日条)
道筑呼出申談候処、遠江守殿者吹上亞御越、縫殿頭殿亞被仰置候、道筑亞遂対談御書物可相渡由『御座候、依之、
(中略)
只今可差上由之来書"而候、則、為持出候、
等"少々手懸之品相見候間、卅四冊押付御側衆ゟ例之通御差上ケ可申来由"て、道筑者帰り候、即刻、遠江守殿
書経籍志・宋史藝苑志等道筑と共 ' 相考候へとも、孫子算術と名 *書*篇名等無之候、但、隋書・宋史・孫子参同
用之筋者、孫子算術と申書"数量之儀有之候、算術と申書何レ"籠り有之候哉之旨也、依之、武書之分不残、*隋
御目付中ゟ来書、成島道筑御用"付、只今御書物蔵"可相越候間、可得其意由也、請書遣之、押付道筑入来、御
(『幕府書物方日記』十一)
を借り出す。また「文献通考」を返却済と錯覚して書物奉行桂山三郎左衛門と交渉する。
○ 閏三月二十八日、紅葉山文庫にて「孫子算術」なる書を捜すも得られず、「隋書」「宋史」「孫子参同」
さざるを得ない、感慨深い文章ではある。
前の最後の元気な姿だったのかもしれない。その意味でも貴重な文献であり、また寿命の突然の幕切れに思いを致
三月二十三日には退任を願い出るも許されず、その三日後に卒したのであった。信遍の筆が描く直邦像は、発病直

「隋書」の中に「孫子算経」なる書名を見出し、また「経籍志」にも見つけて、「御尋之算術者算経之事"而も可有
御座候哉」(同日条)との意見を付して「経籍志」もあわせて信遍に渡した。書籍の専門家書物奉行の面目躍如であ
<b>న</b>
もう一つの件も、信遍の錯誤が実務家の書物奉行に手厳しく指摘されたという点で、奉行側の管理の正確さが強
調される結果となった。
道筑此序テ"申候、文献通考者先達而下り候と覚候由申候、依之、はり紙改候へハ、尤不及伺内"有之候、其段
相断申候、又々於御殿道筑、とかく下リ候様"覚候、能々吟味可致由"て候、我等挨拶いたし候ハ、此方"てハ下
リ不申と慥"覚申候へとも、今一遍御蔵を改メ、明日之詰番貴様へ対談可申候、弥下リ不申候ハ、、此方御吟味
可被成由申、罷帰候、御蔵吟味申候へハ、弥不及伺はり紙之通リ"て、箱・鑰とも"上り候、明日頼母殿御殿℡御
出、道筑"御逢、右下リ不申段、慥"御断可被成候、殊"卯正月二日"不及伺旨、頼母殿御承りて御届候間幸と存
候、(後略)
問題の「文献通考」は、この年正月二日に、定期的な確認としての「三十日伺」を必要としない扱いとなったも
の。文庫側では「不及伺」の分を別に処理する方式を採っており、しかも正月二日の実務に携わったのが、明日閏
三月二十九日の詰番川口頼母であったから、絶対に間違えるはずがないとの自信をもって翌日に臨んだ。公用文体
の候文ゆえに臨場感こそないものの、相当に緊迫した激しいやりとりとなったであろうことは容易に想像できる。
「幸と存候」と締め括るあたり、明日信遍の誤解を事実と証人をもって粉砕しようという冷徹な情熱さえ見えるよ
うで、この数年、奥向の御用で借り出される書物の扱いに関してやりこめられることの多い信遍の立場をふと思い
もする。

0	<b>閠三月二十九日、</b>	「文献通考」の件で川口頼母と談じ、	文庫側の主張を了承する。
			(『幕府書物方日記』十一)
	昨日成島道筑三郎	昨日成島道筑三郎左衛門殿亞得御意候文献通考之儀、子九月十一日差上、当正月二日伺不及候旨縫殿頭殿被仰渡	工、当正月二日伺不及候旨縫殿頭殿被仰渡
	候段、道筑π申談候、	申談候、致承知候旨申候、	
			(閏三月廿九日条)
分 は 巨	分は書勿奉テ則こあったのである。巨勢至信と直接交渉し処置をと	テ則こあったのである。こと直接交渉し処置をとった川口頼母に事実を突きつけられては、	、信遍も了承せざるを得ない。もともと
⊳ \$	を果たす。	勅使の一人として冷泉為久、吉宗の引見にあずかる。以後、寛保元年まで連続七年江戸下向	以後、寛保元年まで連続七年江戸下向
			(『実紀』巻四十一)
2	の連続七回に及ぶ	この連続七回に及ぶ江戸下向が関東における冷泉門人の扶植を推進したのは言う迄もない。	のは言う迄もない。関東冷泉門の組織化
の方向	向が定まったのは	が定まったのはこの為久の代においてであり、次代の為村は関東の門人を核にして全国	門人を核にして全国の武家(大名・旗本)
を門	を門下に組み入れてゆ	み入れてゆく。そのそもそものきっかけを作ったのが為久であったといえる。信遍にしても、享保五年	ったといえる。信遍にしても、享保五年
の 入	の入門以来、詠草の添	詠草の添削は受けていたに違いないが、親しく面晤の機を得て為久と対したのは、	て為久と対したのは、享保二十年をもっ

候衆迷惑 "相聞候 "付、右之通可然候間、申送 "候。	候而も御用之欠"不罷成候間請取置申候、然者類典之棒二本請取候心持"而御座候、強?申候て者、道筑なと預達筮杆選(此柄"而数"名"置攸私"致度皆申攸由(衆力復世話耳み作类卑忌本「君」三人言矣(希卫作」書言字	「北山」、いる山口と「た山にをま」とと言った白、斤豆折り青又を柔頂共之奉。名、三マ十豆ヶ卸座卖、見へ不申候、寸尺書付越候ハ、、新規『作らせ可遣由申候、依之、寸尺書付、新左衛門ヲ以申遣候処、	礼儀類典、一昨日次郎右衛門殿御請取候節、棒一本急"見へ不申候由、嘉朴申候、今日成	また信遍にとっては迷惑な紛失事故が起きた。	(『幕)	○ 七月二十八日、「礼儀類典」の長持の棒が紛失、代わりの棒を用意して紅葉山文庫に提供する。	と記される。	(『幕凸	○ 七月十二日、土岐左兵衛佐より「萬姓統譜」のうち十四之十七の一冊を預り、紅華	て初めとする。以後、為久の江戸滞在中の風流韻事にはいつも付き添い、貴重な証言者の一員となる。
(七月廿八日条)	申候て者、道筑なと預り	汁豆ー卵薬産、畢竟悪之フ以申遣候処、古棒壹本	嘉朴申候、今日成島道筑申候者、棒兎角		(『幕府書物方日記』十一)	庫に提供する。	納置」(七月十二日条)	(『幕府書物方日記』十一)	紅葉山文庫に返却する。	員となる。

大量の書籍を差し上げさせて政策立案の資とする吉宗周辺に、一点一点の書冊にまで目を配る余裕はなかったの
に紛れたかを探索する小姓達のあわてように比して、淡々と正確に執務する書物奉行側の姿勢が印象に残る。
御小姓目賀田長門守咸の指示で問い合わせを出した信遍であったが、結果はやはり奥向の方に非があった。どこ
見へ申候、依之、不相見Ξ候段、道筑Ξ返事 "申遣候。 (九月十四日条)
<b>十二月下り候、右改之留も見候得共、左様之もの有之由不相見Ξ候、左候へ者、右書付紛入来候=而者無之と相</b>
賀田長門守殿被申聞候、有之候ハ、遣候様 "申来候間、右二箱致吟味候得とも、無之候、尤、下り候者、去寅之
成島道筑手紙 "而申聞候者、論矢犬追物下り候節、伊勢家伝弓馬故実目録、二箱之内 "入下り有之候哉之由、目
(『幕府書物方日記』十一)
文庫に問い合わせ、見当らぬ旨の返事を受ける。
○ 九月十四日、「伊勢家伝弓馬故実目録」が他書の箱に紛れて返却されていないかどうかを手紙で紅葉山
中でも指折の学識を持つ信遍も、公務上のことであれば一本の長持の棒だとておろそかには出来なかった。
えようとする信遍の誠実さに深見が同情したらしいことが、さりげない表現の向こうからにじみ出ている。幕臣の
請取候心持」になってくれた。このやりとりを読むと、奥向の杜撰な管理の責任を自分で負い、不十分ながらも応
より三尺も短かったが、奉行の深見新兵衛は、「強ク申候て者、道筑なと預り候衆迷惑"相聞候"付」、「類典之棒二本
受けた信遍は、恐らく独自の考えで古い棒を用意して、これで間に合わせてくれるよう頼む。その棒は規定の寸法
次郎右衛門は書物奉行水原保氏、嘉朴は奥坊主、新左衛門は書物方同心である。長持の棒が見当らないとの連絡を

たであろう信遍の、書籍を司る好学の奥坊主ならではのつらさを思わずにはいられない。かもしれないが、この手の記事の連続を目の当りにすると、恐らくは一人心を痛めて文庫側との折衝に駆り出され
○ 冬、「武蔵野地名考並記図引」撰文。田沢義章『武蔵野地名考』巻頭に置かれ、翌年正月刊行。
『武蔵野地名考』は享保二十一年正月に江戸の辻村五兵衛によって刊行された。『割印帳』の同年二月万屋清兵衛
行事分に、
一本の日記 一部 田沢源太郎義章著 売出し 西村源六武蔵野地名考 板元願人 辻村五兵衛
とあり、『一本の日記』に記図を添えた三冊一組で刊行されたことが判る。それは『武蔵野地名考』の刊記に
享保二十一年丙辰正月穀旦
江都書林浅草御堂前東門子辻村五兵衛行
梓工鐵炮町 吉田次郎兵衛彫
とあるのが、『一本の日記』の刊記と全く同文であることでも確認できる。
『武蔵野地名考』は、武蔵野・玉河・虎柏神社・総社府中六所明神・分倍・国分寺・関戸・恋が窪・久米川・入間
川・堀兼井・三芳野里・野火留・狭山・阿豆佐味社・安伎留神社・高麗寺・向が岡・穴沢天神・都築原・杉山神社・
<b>迯水・立野・荒藺崎・小崎池・磐井神社・古河薬師・古呂玖宮・崎玉津・霞関の各項につき考証し、武蔵野・玉河・</b>
三芳野里・狭山・向岡・都築原・立野・霞関の八項には「品題」として和歌に詠まれた素材を列挙する。武蔵野の
地名の中でも歌枕として定着したこれらは、やや扱いを異にすべきとの考えに基づくものであろう。適宜「古記」

り。としは百とせにちかく、九そぢばかりのむかしなるべし。をやはらからもこれが中にふしぬと思へばなつ
我いゑにさよみにてつくれるあり。をやのをやにあたりつる人の、人の妻にいでゆくとて、手づからをれるな
し詞」には次のような一節があった。
始されたであろう両者の交友を側面から証する資料としては有効といえる。例えば「田沢氏が蚊帳を贈れるを謝せ
の宅の記」(『全集』巻七)等がそれである。いずれも執筆年時は確定できないが、『武蔵野地名考』で実質的には開
った菊を義章が信遍に贈ったことを述べた「小笹が露」(同)、義章一家の向岡での風流生活を描く「丹沢義章向岡
に対する謝辞「田沢氏が蚊帳を贈れるを謝せし詞」(『全集』巻三)、東叡山に仕える「中しまのうちなり」が種を取
『全集』には、信遍と義章の交流を知り得る文がいくつか収められている。即ち、義章が信遍に蚊帳を贈ったの
む雅称のようで、田沢源太郎義章が本来の姓・通称・名であるらしい。
ない水準を有していたのを信遍も嘉したのであろう。なお、姓を「丹沢」と称することがあるのは、丹沢山にちな
れない。のち、『歌仙考』にも和文序を与えることになる(延享三年)が、義章の学識が一介の処士の域には留まら
を上申したと伝える(『神奈川県史 別編 人物』、昭和五十八年)から、これ以前にも信遍と面識はあったかもし
性は高い。もっとも、吉宗の目黒や小金原における遊猟の際には勢子を指揮し、大岡越前守忠相に武蔵野新田開発
氏「田中休愚右衛門の遺跡と遺物口」、前出)。義章が著述の公刊にあたって丘隅の縁から信遍に引を依頼した可能
仙五郎とともに建てているが、それは丘隅の養母が義章の父の姉妹に当るという縁戚関係にもとづく(石井光太郎
田沢義章と信遍の結び付きは、田中丘隅を介して始まったと考えられる。義章は丘隅の墓を丘隅の嗣子休蔵や弟
冷泉門の一員として信遍の影響下にある文化活動を展開することとなる。
にではあるが関東の地における雅文学の扶植と拡大を自覚しつつある義章の意識が働いていよう。義章もまた関東
を引用しての考証は田沢義章の志向する趣味に彩られ、また幕府御膝元の関東の歌枕顕彰には、吉宗治政下、徐々

また、「丹沢義章向岡の宅の記」には、『武蔵野地名考』の著述出現の必然性を推測するに足る義章の生活ぶりが
八大夫成政」と注記があるのを見ると、政(正)人は浅草三社権現の神主の一族かもしれない。
であろう。『全集』巻十一に「田むら氏の翁八十八の賀のことば」なる一文が収められ、表題の下に「浅草三社神主/
之」とあるので、田村正(政)人もこの『武蔵野地名考』をきっかけに義章を介して信遍とも縁を持つに至ったの
蔵野地名考』巻末の漢文跋を寄せた「田村正人」その人であろう。跋文に「今兹卒業乃分為二巻図副焉遂令正人校
とが判明するのもありがたい)から贈られた「手づくり」の布を与えた田村政人という「はふり」は、他ならぬ『武
享頃に当ろうか。いずれにしても『武蔵野地名考』よりは後の交渉となろうが、義章(「よしあきら」と読むべきこ
—六七参照)、信好の兄にあたる立斎の長男を仮に明暦元年頃出生とすると、蚊帳出来の九十年後は大体寛保から延
父信好の母が二丸坊主組頭の井沢立斎に嫁いだのが万治元年の信好出生以前なのは言うまでもなく(「年譜稿」②
ふすゐの床もいを安くねむ
いまぞ蚊の枕にすだく音さりて
を、やがてえもいはずうるはしうしいで、よせしかば、その名をたていれになして謝しけるになん。
かりて安くせはしまいらせなんと聞えし。又のとしになりぬ。しかん~のことなんと物のつゐでにいひやりし
きてはらへせし、いとかうぐ~しくありしを、そのたぐひの布をもててうじたびてんやといふに、家刀自には
はきよらなるものにしあれば、田村の政人といふはふりにえさせし、いとよくひはだの色にそめて、此比みて
いぶせき。 (中略)その比武さしの、むかひの岡なるよしあきらが来り侍りしま、、さきにおくられしてづくり
りつゞりにつゞりていまもあれど、とすればか、る柳の糸のよはり行をうかゞひて、かのむしの入みちぬるぞ
かりのめどあきて人かよふばかりなれど、さすがにむかしのしのばれぬるま、に、五月待花立花のにほふ比よ
かしきもの、から、うぢのはし守としの経ぬれば、ちといふものもおちぬ。かなたこなたにつみぢのくづれば

むらさきおふる名に聞えし武蔵野の向岡に、丹沢の何がし、くれ竹の世をかさねて家ゐしけり。すけるかたも
おほかたならで、冷泉家に此道のしるべをたのみまいらせし程に、家刀自さへ共にせしかば、春の田は人にま
かせ、花にこ、ろをつけぬるもすくせやよかりけむ。 (中略)なべて四のとき月雪花もみぢにつけてもたよりあ
る所なれば、遠かた人もこ、ろあるかぎりは折につけつどひよるま、、情しることの葉かずをかぎらず。
向岡の一介の処士とはいえ、もとは武田家・徳川家にも仕えた由緒ある家柄でもあり、風雅な生活を営むに十分
な経済力と学識を備え、江戸周辺の文人達にサロンを提供したという点では、川崎大師河原の池上家に類似すると
ころがある。義章を介して寛永寺関係者との人脈を形成し得たことも疑いなく、信遍にとって義章との交流は決し
て無益ではなかったであろう。
一方の『一もとの日記』(版本外題「ひともとの日記」、内題「一もとの日記」。以下内題をもって代表させる)の
著者は法輪。筑波山下の浄乗寺の沙門(信遍の「武蔵野地名考並記図引」)である。のち江戸西久保の光明寺に移っ
て證道と称し、関東冷泉門の歌人として名を成した。本文と『武蔵野地名考』所載の歌枕を詠じた勅撰集所収歌の
抄出とからなる『一もとの日記』は、田沢義章との関係及び両書の成立事情を知る上で基本資料となる。適宜引用
してみよう(引用は無窮会図書館神習文庫蔵本に拠った)。
春のあしたは花鶯の色音をめで、心を千里の野山にはせ、秋の夕はもみぢに月に名だ、る所々をはるかにしの
びあへるよつのとき、おりにふれことにのぞみて、おのがじ、いひ出せる家々のことのは、うら〳〵のもしほ
草、むかしもかきあつめ今もはたたえざりけり。こ、にむさしの、ほとり、五月まつ花橘の郡菅生の里に丹沢
のぬしといへる人あり。つねにわしのみ山のみのりをたふとみ、かつしきしまのなみに心をよせぬ。おやはら
からなるはさらなり、めこの人々にいたりても春の草しげきことわざの中にも、青柳のいとまの日にはうたを

垣間見える。

よみてなぐさみあへる、いとむつまじ。
義章一族の和歌愛好が語られる。中でも注意すべきは「わしのみ山のみのり」を尊んだとの一節。前述の「丹沢義
章向岡の宅の記」に「あるじはあづまのひゑにつかへまつれど」と記されるように、義章はのち日光御門主公寛法
親王の家人となるのだが、その下地はこの天台宗信仰にあった。法輪は自分の和歌好みを述べたあと、次のように
続ける。
わかのうらの同じ汀にはまちどりのあとを尋ね、友をしのぶさかひにいたりては、なみのちさと山のいく重も
遠しとはせず。もとより行もかへるも雲水の心もてはなれたるよのきはにしあれば、ことし春くは、れるやよ
ひの末にかのぬしをとひきて、夏草のかりそめながらうちかたらふほどに、風の音秋になりぬ。せんざいに折
まちえたるちぐさの花ども色をまじへたる、所がらいとつきぐくし。あるじのいへるは、うつりゆくおりくく
のけしき、いづれとわかつかたなけれど、たゞ秋のあらましにぞ心はとゞまりぬる。いざ給へ、むさしのゝむ
かひの岡のつゆわけてちぐさのねをもとひたづねてむとて、ともにまかでぬ。
法輪が義章を訪れたのは享保二十年の三月末。思わず長逗留となって驚く法輪を義章は秋の武蔵野散策へといざな
う。この時点で二人は同じ冷泉門人として交流を持っていたようである。「わかのうらの同じ汀にはまちどりのあと
を尋ね」の一節がその推測を支える。法輪は武蔵野の秋景色にすっかり心を奪われ、「いひしらぬ秋のけはひにけお
されて、れいのこしおれをだに」詠めず、「あるじとはかりて廿一代集よりあまのみるめのおよぶかぎり」 抄出する
こととした。
あるじはさいつ比、わたくしごとならでこの、をたてぬきにゆきかひ、わかむらさきのねをもたづねて侍りけ
れば、そのふるごと事もなくかきつめ、かつこれをうつしゑにして、あるは風土記式なにくれのふみどもにか
ふがへて、はま松の名にたてる所、露しものふりぬるあといといちじるくものすめり。これをみむ人は至らざ

め、松の扉をしめしよりこのかた、らいさんのいとま月雪をめで、花鳥を友となして、うき世のことはみ、な
らひ、ひたちにおやある人なりければ、そのいさめのあるよしにて、又つくばねの山ふところに草の庵をさだ
ごろなれてものするめり。さればたはれたるかたは衣のうらなる玉さかもあらねど、よるの鶴のこをおもふな
はにしあれば、うしのくるまの心ひくにしたがひ、つくばねのみねふく風思ひ立より、むさしの、露分衣とし
よりしてあさかの沼の浅からぬ心をくみ、身はくも水のうかべる心にまかせ、おもひの家をかけはなれぬるき
はいかで難波のよしあしをもわかちてまし。こ、に法りん上人ひたぶるにこのみちにふけり、よしの河はやう
けるとぞみる。されどはるの驚たかきより高きにうつるみちにしあれば、さつきやみくらはし山のくらき心に
ちはやぶる神よのかぜは、たゞやまとことのはに吹伝へ、やはらぐる日のひかりはこのしきしまにのみかゞや
歌道執心を語る「おやのいさめ(法輪上人におくる辞」(『全集』巻三) にいう。
推測され、享保二十年以前の交渉の形跡が目下のところ見当らないので、恐らくはこれ以後の成立と見る。法輪の
明である。後に示す「武蔵野地名考並記図引」では、信遍は義章と法輪についてほとんど知るところがなかったと
法輪と信遍との交流についても、『全集』所収の二文がいくつかの証言を示してくれるが、いずれも成立時期は不
んとした、信遍を囲む実践家集団の一員であったことになる。
いない。義章もまた田中丘隅・池上幸政・奥貫友山等と同様に、農業振興の一環として新田開発・救荒に力を尽さ
義章が「わたくしごとならでこの、をたてぬきにゆきか」ったのは、新田開発上申に先立つ調査のためだったに違
筑波山の梺宍戸釈法輪しるす
かの月のもとにしるし畢ぬ。
は。ときはうけたもてるはたちのあき、お花がもとのまつごとになつきのベふす民のよろこびあへるとしもな
るにそのさかひをしり、又これをしのばむ。後のよの人はこの野のはるの色秋のあはれを尋てもとはざらめや

会すら、関東の、しかも身分の低い門人にとっては重大事であったことを窺わせる。雲水としての立場を最大限に
と結ばれる。不破関と京での出来事を一括して「おもひかけざる光」と見るあたり、冷泉家の家司との直接の面
となむかきつぎて、つくばねの雲にことづけぬるものならし。
ことの葉もよをへてみがけ不破の関むかしかはらぬ月の光に
かしと、そのことのかたはしを小じかのつの、つかみじかき筆してかきつくるついでに、
り。かのけいしより伝へてたびてける。いづれに道にすきけるには、玉すだれおもひかけざる光さへそひぬる
るに、よ、とめで給ひ、おろかならずもてはやされしとかや。しかあれば三夕の和歌色紙きやらをそへて給へ
さても都にて冷泉の御家にまかりてその家司にもの申されしころ、はまのまさごよみおけることの葉けいした
以下、不破関跡で古代の瓦を掘り出し、硯とした旨が記され、
むおほかりけり。
などいたらぬくまなく尋もとめて、むさしの、露分衣たち帰るうらなく聞えつる、いづれに哀なることゞもな
ことし法輪上人、常陸のくにより法の道しばふみわけて九重の雲井にまうづることありしが、所々の歌まくら
硯の記」(『全集』巻七)にその折の事情を伝える。
また法輪は自由自在の境涯を利用して京まで上り、冷泉家の家司と面会する機会を持ったこともあった。「不破関
である。その一人が信遍だった。
の度を深めることがあったようで、必ずしも多くはなかったかもしれないが心友を幾人か持って雅交を続けた模様
法輪は常陸の出身で、身軽な雲水として江戸に長らく滞在することもあったらしい。その間に江戸の同門と交流
玉づさに露のことのはかいつかね、荻のは風折にふれつ、音づれ絶ぬなん、あかぬこ、ろのかぎりなるべし。
し山のきかずなりにしも、さすがにこのみちのなさけによりて、ものいひかはせしわたりにのみ、かりの翅の

ちなみに、「おやのいさめ 法輪上人におくる辞」では、法輪が「この一とせばかりにや、ことにやまとふみに心利用して文雅生活の質量を向上させてゆく法輪の清澄な生き方を高く評価する信遍の筆は暖かい。
をよせ」て、「花ふみちらす鳥」・「五もとやなぎ陰しむるいほ」・「窓の竹(心むなしき友をこふる詞」などの和文を
寄せられた旨を記す。彼の和文は必ずしも多くは伝わらないが、川崎市市民ミュージアムの池上家文書に収められ
る池上幸政の『酔翁聞書』巻五には「法輪和文鑑会」として、「筑波山山居の記」(享保十九年)・「ねられぬま、」・
「花のえの鳥ををふこと葉」(享保十九年)・「古年のかはほり」・「しぐれの記」・「蜑のしわざ」・「草木がうへ」・「野
分のなごり」・「衣の玉」・「田島のぬしにこたふる文」・「こてふの夢」の十一編が収録され、このうち「草木がうへ」
には信遍の添歌が、「野分のなごり」には信遍の後語がそれぞれ付されている。また『一もとの日記』との関わりと
しては、「古年のかはほり」が「いにし夏の比信治のぬしが公事のつかいにあたりて都のたつみ宇治の里になむおも
むく」のを送る内容で、この「信治」が『一もとの日記』巻末の跋文撰者でもあることを指摘しておきたい。ただ
し「信治」が何人であるかは目下のところ調査が行き及んでいない。
以上述べた信遍と田沢義章・法輪の関係の最も早い時期に位置するであろう「武蔵野地名考並記図引」の撰文は、
まだ義章・法輪の人となりを知悉するに至っていない段階で成されたとおぼしく、例によって紙幅の大半を典拠に
基づく文辞の点綴が占める。その中で法輪の字が了観と知れることが具体的な情報として貴重である。
以下、内閣文庫蔵本に拠り引の本文を掲げる。返り点の誤脱の補訂箇所を注で示した他は原文通り。ただし常用
漢字のあるものはそれに従うこと、前と同様である。

東都図書府主事鳴鳳卿誌	享保乙卯之冬	観。常之筑波山下浄乗寺沙門。	諸掌。不藉奇自奇。余亦為之順風而呼云。丹山人。姓丹沢氏。名義章。武之稲花県処士。輪公。名法輪。字了	不顕。亦一大欠事哉。二子勝情遠概。敖乎呼吸於此。以暢佚気。不啻暢佚気而已。又能教夫人此野之広莫。視	宿而舂量也。乃老死不相往来耳之不飛。目之不長。心之有蓬。遽聴必曰。烏有此勝焉乎。但其勝而不志。不志	県神州者九焉。九焉而一。建国陸拾有六。武也其壹。而有千里之野如斯者。有千里之野如斯者。老死不相往来。	不朽者文。楚之沢。斉之野。藉於賦以著。無有乎爾則無有乎爾。于嗟表東海避日出処。濕々乎大哉国也。如赤	6	子之腹瓠落。辟之五石之瓢其将無用耶。不成之地也。乃退而謀於野。所以有此篇也。蓋武蔵之野。距江都一百	丹山人林公。偕有勝情遠概焉。其謀於野而得。恒高於人一等矣。不特謀於野之得。謀於亀者可亦以得矣。顧二	武蔵野地名考並記図引
-------------	--------	----------------	---	---	---	--	---	---	---	---	------------

注

底本、
返り点
なし。
文意により補う
်ဝ

底本、返り点「一」なし。文意により補う。底本、返り点「一」。文意により訂正。

(5) (4) (3) (2) (1)

底本、返り点「二」なし。文意により補う。底本、返り点「一」なし。文意により補う。加ス、ユーチーニンスト、フラレー・ネー

○ この年、池上幸政入門との説あり。
武蔵川崎大師河原の名主池上太郎右衛門幸政(明和四年末に太郎左衛門幸豊と改名)と信遍の親交については、
中道等氏校訂『池上家文書』第一輯~第六輯(池上文庫、昭和十五~十六年)所収の諸編につけば明らかであり、
筆者も幸政が冷泉家に送った書簡の書留をもとに、関東冷泉門の一員としての活動と冷泉為村・為泰との関係を立
体的に組み立てようと試みたことがある(拙稿「川崎池上家『京進書礼留』抜書――冷泉門人池上幸豊の四十年-
─J、「近世文芸」五十六号、平成四年七月)。幸政(信遍の在世中は「幸政」であったので、本稿では「幸政」で呼
称を統一する)は信遍の五女こうを養女にするなど、私生活においても親昵の度を深めることになるが、師弟関係
に限定すれば、まずは経学を新田開発・救荒等の農村経営の理念として教授されたのを第一とし、冷泉家の門人と
はいえ直接に交渉を持つことの叶わない立場では、信遍のごとき連絡係の指示を仰ぐほかはなかったという事情か
ら、和歌・和文の実際的な指導を受けた点を第二とすべきである。この二つの指導は恐らく同時に開始されたであ
ろうが、幸政の家業と当時の学芸の常識からみて、第一と第二の間には自ずと重みの差があったはずである。その
分、和歌和文の詠作は純粋に幸政の個人的好尚が反映したものと見られ、伝存する諸作には歌文に遊ぶ喜びが横溢
している。
さて、幸政は享保三年に生まれている。享保二十年に信遍へ入門したとするのは、神奈川県立文化資料館蔵『池
上太郎左衛門幸豊略伝』(謄写版)で、その根拠は示されていない。もしこの説が成り立てば幸政は十八歳となる。
後述するが、幸政の信遍入門は元文二年とするのが通説のようで、信遍の息和鼎の「幸豊行状記」(寛政八年成)に
も、

七言古詩(上)(下)・五言律詩(上)(下)・七言律訣(上)(下)・扐祥(上)(丁)・五言維討(上)(下)・七言律訣(上)(下)・扐祥(上)(丁)・五言維詩(上)(二)、
<b>「「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」</b>
○ この年か翌年頃、入江南溟著『唐詩句解』に叙を寄せる。
の方が、現在の段階ではやや有利と見るべきであろう。元文二年の項でまた一説として掲出する。
本項はあくまで一説として提示しておくしかない。幸政と和鼎の二人が共通して明記した飛鳥山碑建立時との一致
る。ただし、『池上太郎左衛門幸豊略伝』の十八歳享保二十年入門説を支持する確たる証拠が他に見出せない以上、
年齢との間に開きがあることは普通に見られるし、元文二年時に実際は二十歳未満であった可能性もあるからであ
飛鳥山碑と二十歳未満のいずれに信を置くべきかは軽々には判断できない。由緒書も含めて公式に届けた年齢と実
二年をほぼ同時期と記憶しているから、元文二年ならば二十歳となり、幸政の証言は矛盾を抱えていることになる。
と入門当時を回想しており、年齢は二十歳に足らぬ頃と明言しているのである。しかし入門と飛鳥山碑建立の元文
る。其頃やつがれ年いまだ廿といふにも足らぬ程にて侍りしを、ゆゑありてなれむつびぬ。
ばかりにかいもてゆきぬるが、廿年あまり四年のむかし、仰を蒙りて飛鳥山に石ぶみをなん立させられ玉ひけ
くらからざりければ、すさまじき泉の流れをくみて和歌の浦波に心をかけ、あやしの鳥の跡をも人のめで聞ゆ
みなもとの信遍と聞えし翁は、柳営に宮仕へし奉りて、唐の聖の道にあきらけく、わが日本の教にもおさくく
執筆した「山がらすの巻」(『池上家文書』第一輯「池上与楽亭集」〈昭和十五年〉所収)には、
と記す(川崎市立中原図書館蔵『池上家由緒書』、但し原本の写しの複写)。ところが、幸政が信遍の終焉記として
元文二年はじめて己が父を師とあふぎ、父の如くつかへつ、、和漢のふみをよみ、聖の道を聴るに(下略)

^ 丁^ ^ こ * * * * * * * * * * * * * * * * *
しばようようが、云手代して一つのとうとうことです。ことでありか売行不振か何かの事情で中途にて挫折したのではないか。完本が管見に入するつもりか売行不振か何かの事情で中途にて挫折したのではないか。完本が管見に入
にならないか
信遍の叙は五言絶句の巻頭にある。撰文の年時は記されない。享保二十年前後と推定したのは、次に置かれた聞
成寺の僧慧寂大黙の序が「享保乙卯夏五月」と撰文時期を明示しているので、ほぼ同時期になったものと考えた結
果である。
以下全文を掲げる。この叙には訓点が一切付されていないが、原文を尊重して補うことはしなかった。
唐詩句解叙
唐詩之無解非無解也剸于解也則鑿矣其如興象何詩之為教得之言沃之心不妃藉於解古云乎爾詩言志歌永言声依永
律和声也故諷焉誦焉絃歌咏嘆焉胥之入而得焉耳自声之亡矣詩亦屢変々極為唐其声亦亡矣解之不可已也企而及之
也夫解詩也猶解牛乎句辟節也章辟骼也批大郤導大竅遊刃有余地則所解千牛而目無全矣解詩之道解々不解々々字
徵于義句参于意章覈于事跡求于人世本于志趣帰于雅始可与言解也己乃网悪乎解而期于無解此之謂大当解詩之道
乎後進於解不煩則誳但其官不止而神已行投大骶擊大節謋然缺刃不因其固然乃釈刀曰吁唐詩無解也猶尚不害不得
于解者啽囈呻嘑偶爾中竅則謂猪膏棘軸可以馳世也技至方穿窮矣又従為之辞豈其旧也哉子園之句解簡而潔約而博
経史膏腴所燭可知也若乃入有間而恢恢虖所謂庖丁之所為邪然匪其志也子園之言曰大丈夫何以此彫虫為蠶之績蟹
之匡范而冠蟬而緌彼尚爾吾豈無爾哉蓋無有為也嗚呼子園豈弟君子村識兼至令之端章甫相于大国用轶隼高墉之上
則観解之全哉果知其曰所好道也進于技矣者

まで十年、漸く高まりつつある文名と公務の充実とが相俟って、多忙な年月を送ることになる。いきおい記すべきかくて多事の享保年間は翌年四月二十八日の改元をもって終わりを告げ、元文の世となる。延享二年の吉宗退隠考究するための別稿を用意するつもりであり、ここでは本文の提示に留めておく。
信遍叙の内容に関しては、詩人としての側面から詳細に検討する必要があり、同門の詩人からの尺牘等もあわせを執ったのである。五言絶句が第一冊目の刊行であったことは疑いない。信運も南湾の筆かとこまて及ふかを読誦せぬ no no余払う 2 金
の収録を予定していたのだろうか。無窮会本の十二冊では五言律詩の上冊にも附言を載せるが、信遍の叙を有する(「附言」)と、絶句から着手していまだ未完成であることを明かしているが、果して南溟の初めの構想はどこまで
書としてはやはり中途半端であるのは否定し難い。南溟は「姑く絶句に及ぶ。諸體継出を欲す。未だ稿を脱せず」詩そのものの味読を第一とし、それに必要な注に限って施し、先人の解の羅列を採らなかった。この試みが、学術
先後を知らずんば、奚ぞ道に入ることを得ん。夫れ唐詩は興趣に在り」(以上、各原漢文)という。南溟は何よりもるは古人の遺戒、今の人務て詩を解す。詩に参することを知らず。乃ち解を先にして詩を後にす。顚末錯謬既已に
す。厄とは何ぞ。解なり」といい、「余が解の要は字句を解するに在り。務めて煩を為さず」といい、「先入主と為の方法とも共通する。南溟は同じ五言絶句の冊に収める「附言」の中で、「余、唐詩句解を作る。厄を除んが為めに議論の中心は唐詩の解のあり方にある。いたずらに煩瑣になりがちな諸説の集成を非とする考えは、著者の南溟

東都図書府主事芙蓉道人錦

江鳴鳳卿音麗輔序

事項も増加の一途をたどるが、一応の区切りを付けるべく今回の記述は享保二十年までとし、以下は続稿に委ねる。 (未完)

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (6), from 1729 to 1735

## Keiichi KUBOTA

Narushima Nobuyuki (1689-1760) is a retainer of the Tokugawa Shogunate, especially valued by Tokugawa Yoshimune, the eighth Shogun.

He had wide knowledge of Japanese and Chinese classics because of the duties of a librarian. And he was the most famous literary man, studying "waka" under the Reizei family and Chinese poetry under Ogyu Sorai. To make his career clear is connected directly with research of the literature of the Edo period.

I have written the chronological record from 1689 to 1728. This paper contains his career after it.